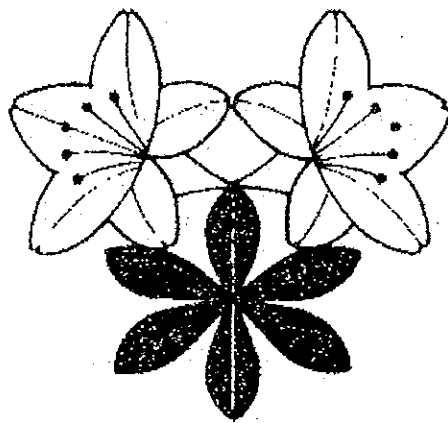


平成28年度

(2016年度)

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

日頃から、青少年の健全育成に深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、本市の子どもの状況は、学校園を支えていただいている保護者や地域、関係機関・団体の皆様方のおかげで問題行動も減少傾向にあり概ね落ち着いています。

しかし、全国的には、急激な情報化や人間関係の希薄化などにより、いじめや自殺などの問題が発生しており、中でもスマートフォンや携帯ゲーム機等を使用したインターネットに関連する問題が社会の深刻な課題の一つとなっています。警察庁から発表されました「平成28年度におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」によりますと、インターネットの交流サイト（SNS）を通じて犯罪被害に遭った18歳未満の子どもは1,736人で、年々増加傾向にあり、過去最多にのぼります。被害児童生徒のコミュニティサイトへのアクセス手段は、約9割がスマートフォンを利用しており、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、家庭や学校・警察・青少年健全団体などが連携し取り組んでいくことが何より重要と捉えています。

少年愛護センターでは、子どもたちの安心安全な社会環境づくりを推進していくため「補導活動」や「広報・啓発活動」「環境浄化活動」「相談活動」を柱として、関係機関・団体のみならず、広く社会総がかりで、青少年の健全育成を推進してまいります。

また、市内1,000台の「安全安心見守りカメラ」の整備に合わせ、「地域の子どもは地域が守り育てる」という理念のもと、ハード面だけでなく、ソフト面における、地域の大人の積極的な声かけや見守り活動を活性化する事業（地域声かけ・見守りネットワーク事業）も展開してまいります。

「愛護活動概要」は、少年愛護センターの活動をまとめたものです。ご一読いただき、今後の取組に役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、「愛護活動概要」の発行に際しましては、少年補導委員の方々や関係団体の皆様方にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。

伊丹市立少年愛護センター

所 長 河崎 信良

目 次

I	伊丹市立少年愛護センター概要	1
II	伊丹市立少年愛護センター沿革	3
III	平成 28 年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容	6
IV	平成 28 年度 活動状況	
1.	行事の経過	8
2.	広報・啓発活動	13
(1)	センター通信・啓発チラシ等の配布	
(2)	広報車による啓発	
(3)	DVD・ビデオテープ等の貸し出し	
(4)	平成 27 年度「愛護活動概要」の配布	
(5)	その他	
3.	補導活動	15
(1)	街頭補導状況 (17 小学校区)	
(2)	特別街頭補導	
(3)	広域街頭補導	
4.	相談活動	19
(1)	電話相談	
(2)	来所相談	
(3)	メール相談	
(4)	合同教育相談	
(5)	少年進路相談	
5.	健全育成活動	26
(1)	学校補導連絡会	
(2)	愛護補導連絡会	
(3)	地区懇談会等への参加	
(4)	その他	
6.	環境浄化活動	31
(1)	有害環境の浄化	
(2)	「青少年を守る店」運動の推進	
(3)	環境実態調査の実施	
7.	研修活動	35
8.	阪神北少年サポートセンターの活動	37
V	少年補導委員手記	39
	伊丹市少年補導委員 伊丹ブロック・神津ブロック	

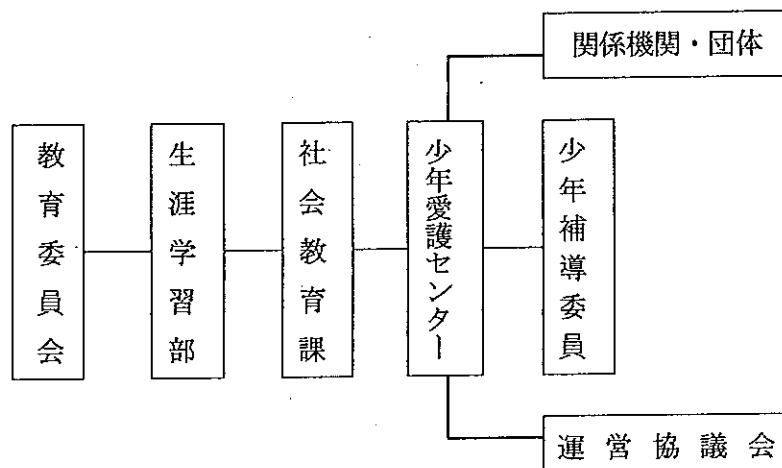
VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例	41
伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	42
伊丹市少年補導委員要綱	43
平成 28 年度伊丹市少年進路相談員制度要項	44
伊丹市立少年愛護センター 電話相談事業相談員要項	45
校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項	46
非行防止等啓発チラシ「見逃さないで子どものサイン」（カラー・A4）	47
「環境浄化・非行防止」ポスター「みんなでつもう非行の芽」（カラー・B3）	48
「なやみの相談」クリアファイル	49
「なやみの相談」手渡しカード	50
「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード	50
「青少年を守る店」協力店ステッカー	50
「平成 28 年度伊丹市少年進路相談員制度について」卒業生配布物	51
平成 28 年度 伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員	52
平成 28 年度 伊丹市少年補導委員連合会役員名簿	53
家庭のしつけ 10 ポイント	54

I 伊丹市立少年愛護センター概要

1. 名 称 伊丹市立少年愛護センター
2. 設立年月日 昭和 38 年 9 月 5 日
3. 主 管 部 局 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課
4. 人 口 196,632 人（平成 29 年 4 月 1 日現在推計）
男子 95,245 人 女子 101,387 人
5. 青少年人口 33,183 人（18 才未満）（平成 29 年 4 月 1 日現在推計）
男子 16,807 人 女子 16,376 人
6. 市 域 面 積 25.09 k㎡
7. 学 校 小学校 17 中学校 8 高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
8. センター施設 併設
専用面積 58.56 m²（平成 17 年 12 月電話相談室増設）
平成 9 年 12 月 25 日 現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）
電話相談室（専用） 会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置（13.20 m²）
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕し、22.80 m²とする。平成 17 年 12 月相談室を含む、33.20 m²とする。）
9. 職 員 所長（専任）1 名 事務員（現職）1 名 事務員（再任用）1 名
社会教育指導員 3 名 事務補助 1 名 電話相談員 3 名
10. 運営協議会 協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年 委員数 15 人以内
・内訳
（1）関係行政機関の委員および職員
（2）関係団体の代表
（3）学校教育関係者
（4）学識経験者

11. 機 構



12. センターの主な事業

- (1) 広報・啓発活動
- (2) 補導活動
- (3) 相談活動
- (4) 環境浄化活動
- (5) 健全育成活動
- (6) 研修活動
- (7) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

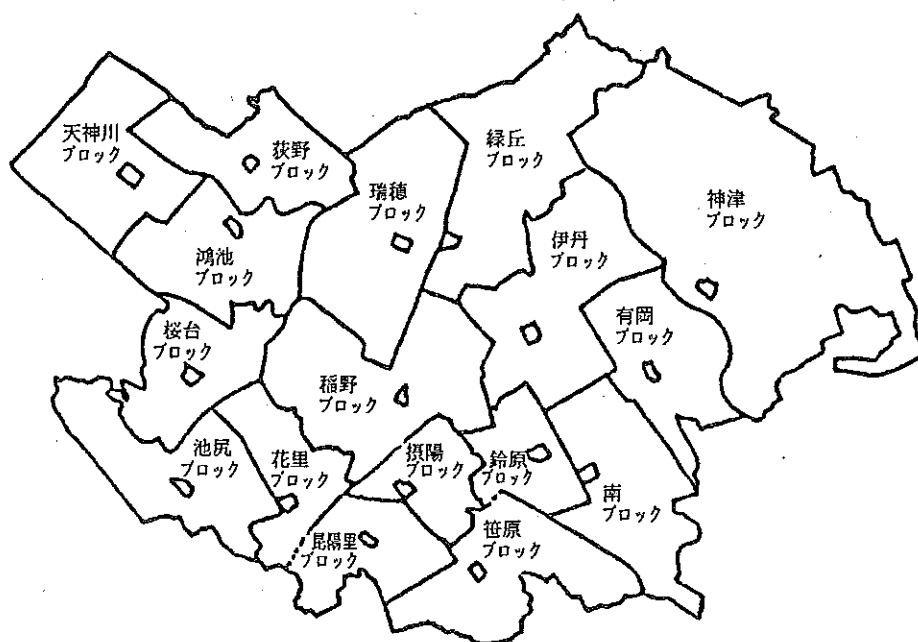
13. 少年補導委員

少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱にもとづき、運営協議会の推薦により市長が委嘱する。自治会・民生委員児童委員・保護司より 135 名、中・高等学校生徒指導担当より 9 人、計 144 人で任期は 2 年、その職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
- (2) 情報資料の収集報告に関すること
- (3) その他青少年の非行に必要な業務に関すること

14. 少年補導委員ブロック別人数（平成 29 年 3 月末現在）

ブロック 内訳	伊丹	稲野	南	神津	緑丘	桜台	天神川	笹原	瑞穂	有岡	花里	昆陽里	摂陽	鈴原	荻野	池尻	鴻池	計 (人)
男(人)	3	9	1	4	5	8	9	7	6	5	2	1	7	6	0	4	3	80
女(人)	6	1	9	3	3	0	2	3	2	2	5	5	0	0	8	3	3	55
計(人)	9	10	10	7	8	8	11	10	8	7	7	6	7	6	8	7	6	135



伊丹市少年補導委員活動地域

Ⅱ 伊丹市立少年愛護センター沿革

- 昭和38. 9 伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町 588 番地に置く。所長、職員 3 名、警察官 1 名配置。
39. 10 運営協議会設置要綱の制定。
39. 11 総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は 100 人以内、任期 1 年。
40. 9 少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40. 7 庁舎を伊丹市字西ノ町 496 番地に移転。
41. 4 伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員 1 名増員。
41. 5 少年愛護センターの設置規則の制定。
41. 11 伊丹市少年補導協会創立。
42. 4 少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43. 3 青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43. 6 有害図書回収用白ポスト設置開始。
45. 4 少年補導委員の任期を、従来の 1 年から 2 年に改める。
指導主事 1 名配置され、職員 6 名となる。
45. 11 青少年課長が所長兼務となる。
46. 5 運営委員を 1 名、保護司より委嘱、14 名となる。
47. 4 少年補導委員の定員を 150 人以内に増員。
48. 4 指導主事 1 名減員。
49. 11 伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口 70 番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足 10 周年記念式典挙行。
49. 12 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51. 2 住居表示変更により、伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 30 号となる。
51. 3 少年補導委員の定員を 160 人以内に増員。
53. 7 非行防止「少年を守る店」指定。
54. 3 悩みの電話相談を受け始める。
54. 4 指導員 1 名増員。
55. 11 移動センターとして毎月 2 地区開設。
56. 4 青少年悩みの電話相談開設、相談員 1 名配置。
58. 4 すこやかテレフォン開設、相談員（民間より）3 名委嘱。
59. 7 伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61. 3 庁舎を伊丹市御願塚 6 丁目 1 番 1 号に移転。
61. 4 伊丹市立少年愛護センター開所式。
62. 1 伊丹市少年補導協会創立 20 周年記念式典挙行。
63. 4 事務吏員 1 名増員、指導員 1 名減員。

- 平成元 4 指導主事 1 名配置、事務吏員 1 名減員。
「センター通信」1 号発行。
2. 4 少年進路相談員制度開設。
3. 4 少年進路相談員制度全中学校区に開設。
4. 4 事務補助 1 名置く。
4. 5 青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
4. 5 伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
4. 11 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則 3 追記。
5. 5 地域巡回による有害広告点検活動開始。
5. 7 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
6. 5 伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
6. 10 伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
6. 11 伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
7. 1 阪神淡路大震災発生。
7. 4 伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
7. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
8. 8 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
9. 6 指導員 1 名増員。
9. 8 ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
9. 12 伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係 2 名(男性)、福祉関係 1 名(女性)に委嘱状交付。
9. 12 関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
10. 4 指導員 1 名減員。
10. 4 伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
10. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、CATV・FMいたみ等で啓発。
10. 9 青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願い出る。
11. 3 少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
11. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官、3 名の補導職員(認定心理士)が配置される。また、管轄の 3 市 1 町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
11. 5 平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
11. 5 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
11. 6 指導員 1 名退職、女性指導員 1 名配置。

- 11. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて3日間開催。兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、CATV、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
- 11. 9 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 11. 11 伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のホームページ(インターネット)を開設。
- 12. 4 市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
- 13. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員1名増員。事務室増設。
- 13. 12 「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
- 14. 1 伊丹市少年育成協会創立35周年記念式典挙行。
- 14. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 14. 8 伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
- 14. 10 伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会開催。
- 14. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 15. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 16. 6 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
- 16. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
- 17. 11 伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
- 17. 12 電話相談室を開設。
- 17. 12 兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
- 18. 4 市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
- 19. 4 社会教育指導員1名増員。
- 19. 7 夜間(午後9時以降)特別補導実施(夏・冬)。
- 20. 10 伊丹市において第41回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
- 21. 5 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催
- 21. 10 伊丹市において阪神7市1町合同補導委員研修会を開催。
- 22. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 22. 10 イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 23. 7 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕をJR伊丹駅前、阪急伊丹駅前に1ヶ月間設置。
- 23. 11 「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西2箇所に1ヶ月間設置。
- 25. 1 イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 28. 10 伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。

Ⅲ 平成28年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事業内容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識をたかめる。	①「少年を守る日」の広報車による啓発 （毎月10日 各小学校区 年間34回） ②「少年を守る日」の懸垂幕・のぼりによる啓発（毎月10日） ③広報紙「センター通信」の発行（月1回）、ホームページによる啓発 ④手渡しカードによる啓発 ⑤非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ⑥DVD等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑦「愛護活動概要」の発行（年1回） ⑧危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑨スマートフォン・携帯電話に関する問題についての啓発 ⑩青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月） 「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に看板・横断幕による啓発 ⑪地域での見守り・声かけ活性化の啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・「少年を守る日」の一斉街頭補導（毎月10日） ・地区別街頭補導（月4回程度 各小学校区） ②特別補導（毎月繁華街補導、量販店内補導） ③広域補導（宝塚市、川西市との合同補導・情報交換） ④夜間特別補導（6月～10月） ⑤PTA連合会主催の全市一斉愛護パトロール（夏季・冬季）への協力 ⑥学校・PTA・警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑦少年補導委員活動のPR
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①子どもと保護者のなやみの相談 ・電話相談（月～金曜日 10:00～19:00 土曜日 13:00～17:00） ・来所相談（月～金曜日 10:00～17:00） 継続相談の強化 ・メール相談 ②少年進路相談員制度の充実 ・早期離職、退学の防止、進路変更などの適切な進路相談 ・公共職業安定所、学校、家庭、少年補導委員との連携 ・高校訪問の充実 ・ケース研究の実施 ③合同教育相談の実施 ・阪神北少年サポートセンター、総合教育センター、こども家庭課、学校指導課、少年愛護センター合同の総合的専門的教育相談の実施とフォローアップ強化 ④アウトリーチ型相談活動の検討・試行

事業名	事業目的	事業内容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①愛護補導連絡会の開催 ・小学校、PTA、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、量販店等による情報交換（年3回） ②学校補導連絡会の開催 ・中学校、PTA、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンター等による情報交換（年2回） ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（11月～12月） ・市民と協働して、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月1回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者・販売店に対する管理の徹底、青少年への販売自粛依頼 ④青少年の蟄集場所や危険箇所の解消 ⑤499店の「青少年を守る店」協力店との連携による万引き等初発型非行防止の推進
研修活動	現況の少年問題に対応した研修を実施し、少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努める。	①少年補導委員研修会 （新任 5月、全体 8月、実務 11月、人権 12月） ②少年進路相談員研修会（年3回） ③少年育成協会全体研修会（5月） ④青少年を守る店連絡協議会研修会（6月） ⑤青少年健全育成研修会（11月） ⑥阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑦少年補導委員管外視察研修
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ防止対策審議会」「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握

Ⅳ 平成28年度 活動状況

1. 行事の経過

(1) 補導関係 ※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行 事	場 所
4	11	月	少年を守る日 市内広報 一斉補導	荻野・伊丹地区 瑞穂・花里地区
5	10	火	少年を守る日 市内広報 一斉補導	瑞穂・稲野・桜台地区 有岡地区
6	10	金	少年を守る日 市内広報 一斉補導	昆陽里・神津・鈴原地区 笹原地区
6	29	水	伊丹・宝塚隣接4校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接4校地域
7	11	月	少年を守る日 市内広報 一斉補導	有岡・緑丘・笹原地区 南・桜台地区
7	13	水	夏季市内一斉愛護パトロール	市内全域
7	27	水	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹昆陽
8	10	水	少年を守る日 市内広報 一斉補導	天神川・摂陽・花里地区 荻野地区
8	26	金	三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同補導	川西能勢口駅およびその周辺
9	9	金	少年を守る日 市内広報 一斉補導	鴻池・池尻・南地区 稲野・神津地区
9	30	金	川西市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
10	11	火	少年を守る日 市内広報 一斉補導	鈴原・稲野地区 緑丘地区
11	10	木	少年を守る日 市内広報 一斉補導	南・伊丹・天神川地区 摂陽・鈴原地区
12	1	木	伊丹・宝塚隣接4校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接4校地域
12	9	金	少年を守る日 市内広報 一斉補導	笹原・鴻池・神津地区 池尻地区
12	14	水	冬季市内一斉愛護パトロール	市内全域
1	10	火	少年を守る日 市内広報 一斉補導	摂陽・桜台・緑丘地区 昆陽里地区
2	10	金	少年を守る日 市内広報 一斉補導	荻野・花里・瑞穂地区 伊丹地区
3	10	金	少年を守る日 市内広報 一斉補導	池尻・昆陽里・有岡地区 天神川・鴻池地区

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	*****
5	稲野・伊丹（イオン昆陽）
6	有岡（イオン昆陽）
7	神津（イオン伊丹）・瑞穂（イオン昆陽）
8	緑丘（イオン昆陽）・鴻池（イオン伊丹）
9	桜台（イオン伊丹）・摂陽（イオン昆陽）

月	担当ブロック（場所）
10	笹原（イオン昆陽）・南（イオン伊丹）
11	昆陽里（イオン伊丹）・花里（イオン昆陽）
12	天神川（イオン伊丹）
1	池尻（イオン伊丹）
2	鈴原（イオン伊丹）
3	萩野（イオン昆陽）

※夜間特別補導（午後9時～10時）

月	日	曜	ブロック
6	2	木	緑丘
6	13	月	稲野
6	21	火	桜台
7	6	水	花里
7	11	月	鈴原
7	22	金	摂陽
7	23	土	天神川
8	9	火	南
8	18	木	笹原

月	日	曜	ブロック
9	1	木	伊丹
9	5	月	有岡
9	12	月	萩野
9	12	月	瑞穂
10	12	水	昆陽里
10	17	月	神津
10	18	火	鴻池
10	24	月	池尻

（２）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	6	水	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	8	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
4	22	金	少年補導委員連合会感謝状贈呈式 委嘱状交付式・総会	伊丹市立労働福祉会館 (スワンホール) 多目的ホール
5	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
5	11	水	少年補導委員新任研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
6	8	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	30	木	少年補導委員正副理事管外研修	宮川医療少年院
7	1	金	同上	同上
7	8	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	8	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	25	木	少年補導委員全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
9	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
10	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	9	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	18	金	少年補導委員実務研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
11	29	火	少年補導委員管外研修	京都府立淇陽学校
12	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
12	19	月	少年補導委員人権全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
1	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
2	8	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
3	8	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室

(3) 伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	11	月	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	21	木	第1回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
5	19	木	創立50周年記念 少年育成協会総会・全体研修会	伊丹アイフォニックホール
10	21	金	第2回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
1	7	土	平成29年新年交歓会	伊丹市立産業・情報センター マルチメディアホール

(4) 伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	8	金	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
5	24	火	第1回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	16	木	青少年を守る店連絡協議会総会・研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
10	25	火	第2回青少年を守る店連絡協議会役員会 ・量販店部会	伊丹市立総合教育センター会議室 多目的室
11	11	金	伊丹市青少年健全育成研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
2	13	月	第3回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室

(5) 青少年健全育成関係

・学校補導連絡会

学校名	開催日	場所	学校名	開催日	場所
東中学校	6月13日(月)	図書室	天王寺川中学校	6月16日(木)	会議室
	10月12日(水)	図書室		10月13日(木)	会議室
西中学校	6月7日(火)	第2理科室	松崎中学校	6月20日(月)	会議室
	11月21日(月)	第2理科室		10月11日(火)	会議室
南中学校	6月13日(月)	会議室	荒牧中学校	6月9日(木)	会議室
	10月17日(月)	会議室		10月5日(水)	台風のため中止
北中学校	6月13日(月)	いたみホール 多目的ホール	笹原中学校	6月13日(月)	会議室
	10月24日(月)	会議室		10月27日(木)	会議室

・地区懇談会等

桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4月2日(土)	桜台小会議室
荻野小少年補導委員を囲む会	5月27日(金)	荻野小多目的室
神津地区防犯懇談会	6月21日(火)	k-maison ときめき
南小愛護部合同地区懇談会	6月21日(火)	南小なかよしルーム
鈴原小愛護りんりん連絡会	6月22日(水)	鈴原小りんりんホール
有岡小地区懇談会	6月24日(金)	有岡小有っ子ホール
桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	7月2日(土)	桜台小会議室
天神川小地区懇談会	7月7日(木)	天神川小PTA会議室
神津小地区懇談会	10月14日(金)	神津交流センター
鈴原小愛護りんりん連絡会	1月20日(金)	鈴原小りんりんホール

・愛護補導連絡会

学 校 名	開 催 日	場 所
第1回 全体会	6 月 9 日 (木)	伊丹市立総合教育センター研修室
伊 丹小学校	10 月 13 日 (木)	会議室
稲 野小学校	9 月 13 日 (火)	稲小ホール
南 小学校	9 月 27 日 (火)	なかよしルーム
神 津小学校	9 月 16 日 (金)	多目的室
緑 丘小学校	9 月 27 日 (火)	多目的室
桜 台小学校	9 月 9 日 (金)	会議室
天神川小学校	10 月 18 日 (火)	P T A会議室
笹 原小学校	10 月 21 日 (金)	多目的室
瑞 穂小学校	10 月 13 日 (木)	多目的室
有 岡小学校	10 月 12 日 (水)	有っ子ホール
花 里小学校	11 月 10 日 (木)	花里ホール
昆陽里小学校	9 月 13 日 (火)	ふれあいルーム
摂 陽小学校	10 月 5 日 (水)	ふれあいルーム (台風のため中止)
鈴 原小学校	10 月 11 日 (火)	りんりんホール
荻 野小学校	9 月 28 日 (水)	多目的室
池 尻小学校	10 月 17 日 (月)	多目的室
鴻 池小学校	10 月 19 日 (水)	ランチルーム
第3回 全体研修会	1 月 31 日 (火)	伊丹市立総合教育センター研修室

(6) 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 会場：伊丹市立総合教育センター2階研修室

① 7月21日 (木)	② 12月21日 (水)	③ 3月21日 (火)
-------------	--------------	-------------

(7) 合同教育相談

相談件数なし

(8) 伊丹市少年進路相談員連絡会

① 4月12日 (火)	⑥ 9月13日 (火)	⑪ 1月17日 (火)
② 5月17日 (火) 研修会	⑦ 10月21日 (金) 三田松聖高等学校訪問	⑫ 2月14日 (火)
③ 6月14日 (火)	⑧ 11月15日 (火)	⑬ 3月14日 (火)
④ 7月12日 (火)	⑨ 10月6日 (木)～12月1日 (木) 伊丹市内公立高校5校訪問	
⑤ 8月19日 (金) 研修会	⑩ 12月13日 (火) 研修会	

(9) 有害図書回収

市内16ヶ所 12回実施

① 4月25日 (月)	⑤ 8月26日 (金)	⑨ 12月26日 (月)
② 5月27日 (金)	⑥ 9月23日 (金)	⑩ 1月27日 (金)
③ 6月24日 (金)	⑦ 10月28日 (金)	⑪ 2月24日 (金)
④ 7月22日 (金)	⑧ 11月25日 (金)	⑫ 3月24日 (金)

(10) その他

月	日	曜	行 事	場 所
随 時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

(11) 隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	15	金	青少年補導センター連絡会議	兵庫県民会館
5	13	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会	川西市アステ市民プラザ
5	13	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会	川西市アステ市民プラザ
6	3	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会	三田市役所
6	10	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	芦屋市民センター
6	22	水	第 58 回阪神地区青少年補導センター連絡会	芦屋市立体育館・青少年センター
6	27	月	三市(伊丹・宝塚・川西)中学校生徒指導連絡会	伊丹市立総合教育センター
7	15	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会	三田市郷の音ホール
8	5	金	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年補導センター
9	9	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	三田市役所
9	12	月	伊丹市・尼崎市中学校生徒指導連絡会	伊丹市立総合教育センター
10	20	木	第 49 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	洲本市文化体育館他
10	28	金	近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	和歌山県かつらぎ総合文化会館
11	22	火	県補導センター・県補連 所長・会長一日研修	神戸少年鑑別所 若葉学園
12	17	土	スマホサミット in ひょうご	兵庫県農業会館
2	2	木	第 59 回阪神地区青少年補導センター連絡会	尼崎市立青少年センター
2	10	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会 青少年補導センター所長研修会	神戸市立青少年補導センター
2	17	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会	三田市役所
3	13	月	兵庫県青少年補導センター連絡協議会会計監査	神戸市立青少年補導センター
3	13	月	兵庫県青少年補導委員連合会会計監査	神戸市立青少年補導センター



JR 伊丹駅前 啓発用横断幕

2. 広報・啓発活動

(1) センター通信・啓発チラシ等の配布

以前は、少年補導委員が各ブロックごとに、毎月提出する補導カードを集計し、補導件数や特徴をまとめ、「補導の概要」として配布してきた。平成元年度から「センター通信」と改め、内容も一新し、配布部数も増やした。

平成14年8月の161号からは補導集計だけでなく、青少年の非行防止・健全育成に関して、関係諸機関、団体等に寄稿をお願いしていたが、平成18年度から市内在住高校生にも寄稿してもらうことにした。また、幅広く様々な分野からの記事を掲載した。

印刷部数は毎月、A4用紙（両面印刷）で約5,530部とし、警察、各小・中・特別支援・高等学校および、各PTA、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。（市内はLANにて配信）

平成28年度分 325号から336号の主な内容は以下のとおりである。

① 第一面

NO. 325(4月号)	子どもたちに様々な「生きた体験」の機会を	伊丹市立少年愛護センター所長	米田 博一
NO. 326(5月号)	地域が育てる子どもの健全育成	木ノ本自治会長	瀧内 和之
NO. 327(6月号)	子どもの顔に戻るとき	伊丹市立天王寺川中学校長	佐藤 幸宏
NO. 328(7月号)	「自主的」な取り組みと「経験」	北中学校少年進路相談員	吉田 博子
NO. 329(8月号)	花づくりの心	伊丹市立こうのいけ幼稚園長	西山 祐子
NO. 330(9月号)	いじめ防止啓発ビデオを制作して	兵庫県立伊丹高等学校放送メディア部部長	谷元 美咲
NO. 331(10月号)	「まちなかミモルメ」ボランティアにご協力ください!!	安全・安心施策推進班班長	榊村 義則
NO. 332(11月号)	和の精神	伊丹市少年育成協会会長	北嶋 一郎
NO. 333(12月号)	「少年補導委員」として	伊丹市少年補導委員連合会会長	林 明美
NO. 334(1月号)	「転ばぬ先の杖」! 転ぶのを見ていられますか?	伊丹市立鈴原小学校長	大橋 昭博
NO. 335(2月号)	「世界に一人だけの自分」をめざして You are so precious ~大切な君~	伊丹市人権・同和教育研究協議会会長	松本喜美子
NO. 336(3月号)	PTAがくれた「つながり」	伊丹市PTA連合会愛護厚生委員長	北山美喜子

② 第二面

毎月、その時々の特ピックで大部分を占めるようにし、諸集計（補導件数、相談件数、白ポスト回収状況）は継続的に掲載している。また、第一面と同じように二色刷りを取り入れている。

啓発用チラシは、小・中学生を通じてその全家庭に配布したり、諸会合の資料として活用した。また、ポスターを市内掲示板に掲示し、より多くの市民に啓発した。

平成28年度に配布または掲示したものは、次のようなものである。

- ・非行防止等啓発チラシ 7月～8月 13,000枚
配布先：小5年～中3年、量販店、守る店協力店、愛護補導連絡会、学校補導連絡会
- ・「環境浄化・非行防止」ポスター作成配布 8月～9月 430枚
配布先：小・中・特別支援学校および市内5高校、各量販店、伊丹遊技業組合
各自治会、市役所、伊丹市教育委員会関係機関、青少年を守る店協力店、伊丹市防犯協会等
- ・伊丹市少年補導委員紹介ポスター 8月 78枚
配布先：幼・小・中学校
- ・「なやみの相談」クリアファイル 1月～2月 9,196枚
配布先：小1年・5年、特別支援学校、中学校全学年

- ・「なやみの相談」カード 2月 7,599枚
配布先：小2年・3年・4年・6年
- ・「広報啓発用手渡しカード（自転車もルールを守ろう）」 2月～3月 2,700枚
配布先：市民

（２）広報車による啓発

毎月10日の「少年を守る日」に少年愛護センターの広報車で、広報テープを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

平成28年度は、各小学校ブロックごとに年間2回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員が巡回し、広報活動を行った。また伊丹市関係職員でチーム（2人1組）をつくり、下校時の子どもの安全を見守るため、市独自の青色回転灯を装備した公用車（青パト）で、防犯パトロールを実施した。

（３）DVD・ビデオテープ等の貸し出し

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成、非行防止関係のDVD、ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や地区懇談会、愛護補導連絡会等にも活用されている。

平成28年度に購入したDVDは、「たばこの煙 その影響は？ 広がる禁煙社会」である。

また、利用状況調査からみると、平成28年度は延べ69回、15,068人に視聴された。活用された主なものは、「スマホの安全な使い方教室 気をつけようSNSのトラブルに」「ドラッグの悲劇 脱法ハーブが奪った未来」「～事故の加害者にならないために～安全な自転車のルール」「たばこの煙 その影響は？ 広がる禁煙社会」等である。

（４）平成27年度「愛護活動概要」の配布

平成27年度「愛護活動概要」を680部作成し、少年進路相談員、少年補導委員、少年育成協会、伊丹市教育委員会・関連市長部局、各学校およびPTA、伊丹警察署のほか、他市の各補導センターに配布した。

（５）その他

横断幕等による啓発

- ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を取り付け
- ・7月の全市一斉愛護パトロール（夏季）実施中に看板、懸垂幕を取り付け
- ・11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を取り付け
- ・12月の全市一斉愛護パトロール（冬季）実施中に看板、懸垂幕を取り付け

3. 補導活動

(1) 街頭補導状況 (17 小学校区)

※ () 内は前年同期

市内 135 名の少年補導委員で、小学校区ごとに毎月 4 回、補導活動を実施している。幼児から高校生までの少年だけでなく、大人に対しても声かけやあいさつ等を積極的に行っている。

【声かけ・会話等】

12,174 人 (8,836 人) +3,338 人

○昨年度の人数と比較すると、約 138%に増加している。本年度は、子どもたちとの関係づくりに力を入れ、問題行動をしている子どもだけでなく、幼児から大人まで多数の人たちに積極的に声かけ・会話などを行っている。

【あいさつ】

14,884 人 (7,548 人) +7,336 人

○上記の声かけ同様大きく増加している。

【遊びに関すること】

373 人 (925 人) -552 人

○昨年度から大きく減少している。公園などでの危険な遊びや迷惑行為の報告が少なくなっているが、危険な所へ登っての遊び、路上でのブレイブボード、公園内でのボール遊び等の報告があがっている。「ゲームセンター」が大きく減少しているのは、保護者と一緒に遊んでいる子どもや、保護者が近くにいるのか判断がつかない子どもが多く、声かけの仕方が難しくなっていることが一因であると考えている。しかし、子ども同士で来ている子も存在しており、どのように声かけをしていくかは今後の課題である。補導件数を減らすことが目的ではないので、少年補導委員には積極的な声かけをお願いしていきたい。

【ぐ犯・不良行為】

69 人 (181 人) -112 人

「喫煙」

5 人 (62 人) -57 人

「夜遊び (午後 8:00 時以降)」

42 人 (112 人) -70 人

○「喫煙・夜遊び (早い時間帯)」ともに減少している。中高生の問題行動が、スマホ問題のように内向化しているためと考えられる。

【交通に関すること】

1,917 人 (2,073 人) -156 人

「自転車二人乗り」

143 人 (182 人) -39 人

「自転車無灯火」

1,298 人 (1,324 人) -26 人

○「自転車無灯火」に関してはやや減少しているが、大人への声かけが 957 人で最も多く、全体の約 74%を占めている。少年補導委員が注意しても、無視されることも多いと聞いている。大人のマナーが子どもへ影響すると考えられるので、ねばり強い声かけをお願いしている。

【その他】

○本年度も一斉街頭補導 (「少年を守る日 (毎月 10 日)」)、繁華街特別補導 (量販店内)、広域補導 (宝塚・川西市との合同補導・情報交換)、夜間特別補導 (6 月～10 月に 21 時以降、各ブロックで年 1 回実施) を実施した。また、今年度は初めての試みである近隣ブロック合同補導を実施した。

○全体的には昨年度と比べ大きな変化はなかったが、夜間特別補導における夜遊びの補導件数が増加している。

○スマートフォン等により手軽に連絡をとり合い、徘徊行動をしているとの報告が多くあがっている。これも、スマートフォン等が要因となって子ども達の行動パターンの変容があると考えられる。引き続き、スマートフォン等の正しい利用についての啓発が必要である。

平成28年度 補導活動集計 (学職別)

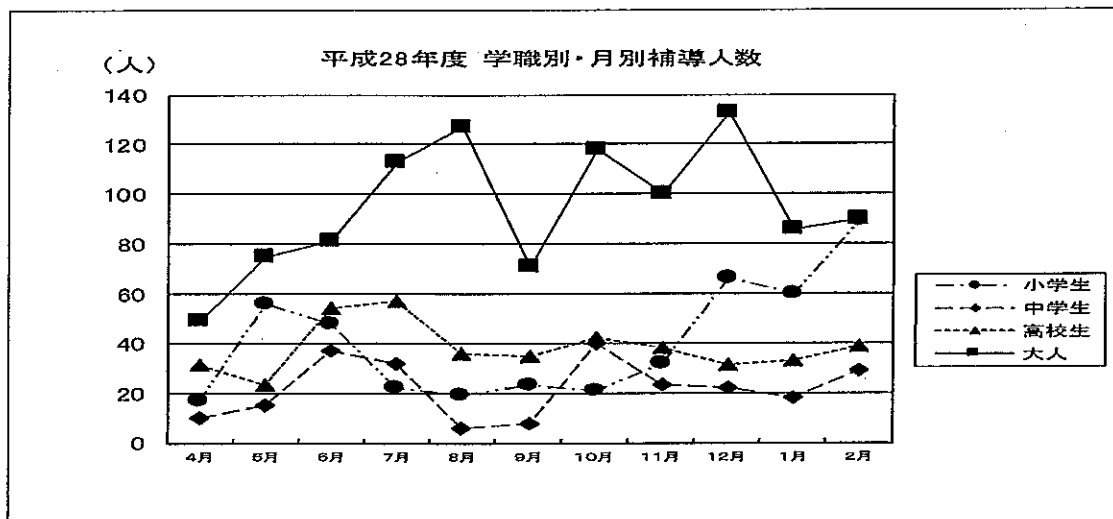
(平成28年4月～平成29年3月)

		幼小	中	高他	大人	合計	(前年度)
声かけ・会話等		7,850	1,166	907	2,251	12,174	(8,836)
		(5,397)	(1,221)	(745)	(1,473)	(8,836)	
あいさつ		8,520	1,307	1,114	3,943	14,884	(7,548)
		(3,920)	(889)	(705)	(2,034)	(7,548)	
遊びに関する事 こと	火遊び(花火等)	6			7	13	(16)
	公園、店等での迷惑行為	20	14	8	7	49	(128)
	ゲームセンター	66	27	3	3	99	(465)
	危険な遊び(エアガン等)					0	(8)
	その他	100	60	43	9	212	(308)
	計	192	101	54	26	373	
		(410)	(297)	(218)		(925)	
ぐ犯・不良行為	喫煙			5	1	6	(62)
	シンナー・ボンド等					0	(0)
	夜遊び(午後8:00以降)	3	17	22		42	(112)
	飲酒					0	(5)
	けんか・乱暴			15		15	(0)
	怠学・怠業					0	(0)
	その他	3	2	1		6	(2)
	計	6	19	43	1	69	
		(6)	(36)	(139)	(0)	(181)	
交通に関する事 こと	自転車二人乗り	18	29	51	45	143	(182)
	自転車無灯火	51	61	229	957	1,298	(1,324)
	信号無視	5	9	17	48	79	(275)
	横隊通行	181	22	48	1	252	(173)
	バイク等違反行為		3		6	9	(8)
	その他	56	17	18	45	136	(111)
	計	311	141	363	1,102	1,917	
		(181)	(167)	(456)	(1,269)	(2,073)	
総 計		509	261	460	1,129	2,359	
		(597)	(500)	(813)	(1,269)	(3,179)	

※高他…高校生・無職・有職少年など

() 内は平成27年度同期

(単位: 人)



(2) 特別街頭補導

通常 17 地区別街頭補導の他に、市内繁華街の補導と全市的行事や他団体との合同一斉補導の際には特別割り当てによる補導も実施している。また、21 時以降深夜にかけての徘徊が多いことから、ブロックごとに年 1 回の夜間特別補導を実施した。夜間特別補導には、少年愛護センター職員が同行し、阪神北少年サポートセンターにも協力をお願いした。

- ・繁華街特別補導（J R 伊丹駅周辺、イオンモール伊丹昆陽）
- ・夜間特別補導 17 ブロックで実施
- ・全市一斉愛護パトロール（夏季） 平成 28 年 7 月 13 日（水）
- ・全市一斉愛護パトロール（冬季） 平成 28 年 12 月 14 日（水）

(3) 広域街頭補導

① 近隣市との合同補導

青少年のつながりが広域化しているため、近隣市との合同補導を 3 回実施した。

- ・三市（宝塚市・伊丹市・川西市）合同補導 川西能勢口駅周辺（川西市主催）
- ・宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導 イオンモール伊丹昆陽（伊丹市主催）
- ・川西市・伊丹市少年補導委員合同補導 J R 伊丹駅周辺（伊丹市主催）

② 伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会

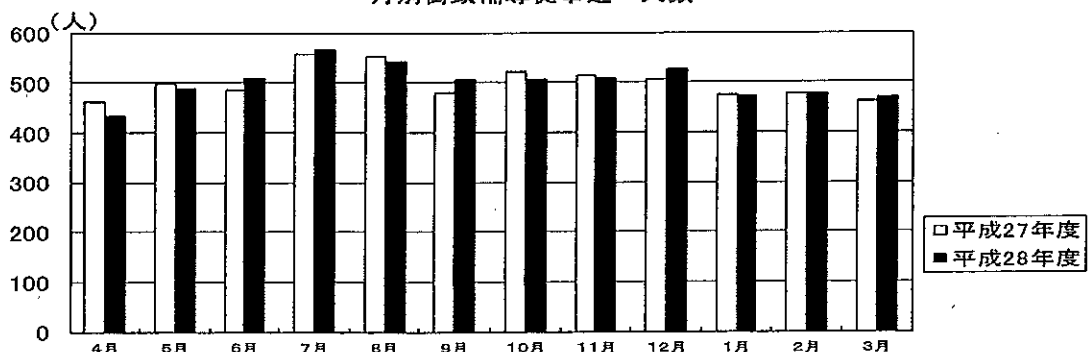
宝塚市（長尾中、安倉中）と伊丹市（天王寺川中、荒牧中）の校区担当少年補導委員・PTA・教員・宝塚市学校教育課・青少年センター職員・伊丹市学校指導課・少年愛護センター職員が合同で補導巡回し、終了後連絡会を開催して、各地域の問題点に関する情報交換を実施した。

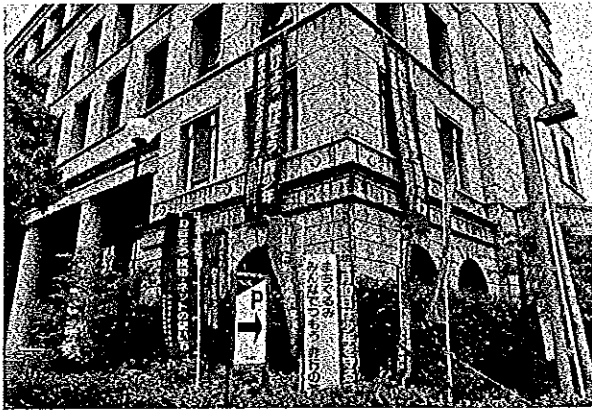
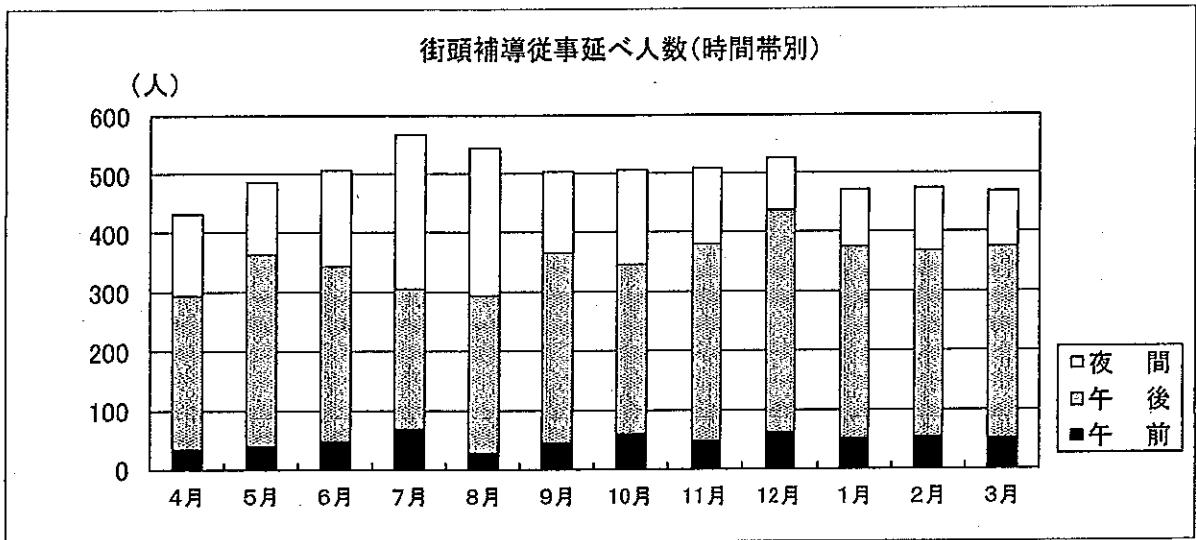
- ・夏季 平成 28 年 6 月 29 日（水）
- ・年末 平成 28 年 12 月 1 日（木）

平成 28 年度 街頭補導従事延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計（人）	27年度
28年度	街頭補導従事延べ人数														
	午前	32	39	47	68	26	45	60	47	62	50	54	51	581	536
	午後	263	324	295	239	267	320	287	334	375	325	315	324	3,668	2,639
	夜間	138	125	165	259	250	140	159	128	89	97	107	95	1,752	2,810
	計	433	488	507	566	543	505	506	509	526	472	476	470	6,001	5,985
27年度	補導回数（回）	97	119	120	156	119	120	123	129	159	119	119	118	1,498	1,480
	補導延べ（人数）	461	497	485	558	553	479	520	514	505	474	477	462	5,985	
		114	126	112	148	133	120	124	113	145	118	117	110	1,480	

月別街頭補導従事延べ人数





毎月10日は「少年を守る日」



川西市・伊丹市少年補導委員合同補導



宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導



三市(宝塚市・伊丹市・川西市)合同補導

4. 相談活動

(1) 電話相談

昭和53年3月から悩みの電話相談を受け始め、昭和56年4月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和58年4月からは県の「すこやかテレホン」も開設したが、平成9年から県・市統合の「なやみ電話相談」事業となり、現在に至っている。匿名で青少年や児童生徒、また、その保護者等が電話で相談するものである。

① 実施の方法

○相談時間 月曜日～金曜日・・・10:00～19:00 土曜日・・・13:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員・電話相談員

② 傾向および課題

年間の相談件数は、173件（昨年度 139件）で昨年度より34件増加した。その内、青少年に関する相談件数は、141件（昨年度 110件）で昨年度より31件増加した。電話相談では対応が難しく、相談者が了承される場合には、来所相談につなげ対応を継続した。

○内容別状況

「しつけ・子育て」56件（昨年度 44件）、「不登校」30件（昨年度 7件）の相談件数が大きく増加した。「身体・健康・発達障害」11件（昨年度 13件）は、昨年度とほぼ同数であった。昨年度多かった「親子（家族）関係」4件（昨年度 15件）は減少した。

「いじめ」に関する相談は6件（昨年度 8件）だった。相談の程度や緊急性などを慎重に判断しながら相談にあたり、必要に応じた措置を講じた。

○対象者別状況

相談の対象者は、「小学生」が最も多く57件（昨年度 55件）で全体の約33%だった。また、「幼児」30件（昨年度 15件）と「中学生」33件（昨年度 25件）、「高校生」21件（昨年度 15件）も昨年度に比べ増加した。小・中・高生の増加は「不登校」の増加と関係しているように考えられる。不登校30件の内「小学生」10件・「中学生」13件・「高校生」7件であった。不登校の原因については、いじめ等が絡んでいないか慎重に対応するよう心がけた。

○相談者別状況

「保護者」からの相談が126件（昨年度 103件）で、相談者全体の73%と最も多くなっている。そのうち母親からの相談が117件(93%)を占めており、母親がしつけや子育て、不登校についての悩みを一人で抱え込んでいる状況がうかがえる相談も多かった。その都度、相談者の話に傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口をつかめられるよう務めた。

○対象者の男女別割合

相談対象者を男女別にみると、男子52%、女子48%だった。そのうち、青少年外の相談を除いた子どもに関する相談は、男子46%、女子54%で女子の割合が増加した。

○月別受理状況

6月（24件）や9月（26件）には相談が多かった。また、夏休みや年度末も相談が増加した。6月は1学期も半ばになり、学校生活に慣れると共に色々な悩みが起こるようになり、相談が多くなる傾向にある。また、1学期に充実した生活が送れていないと長期休業明けに相談が増える傾向があるように思われる。

電話相談 内容別状況

(件数)

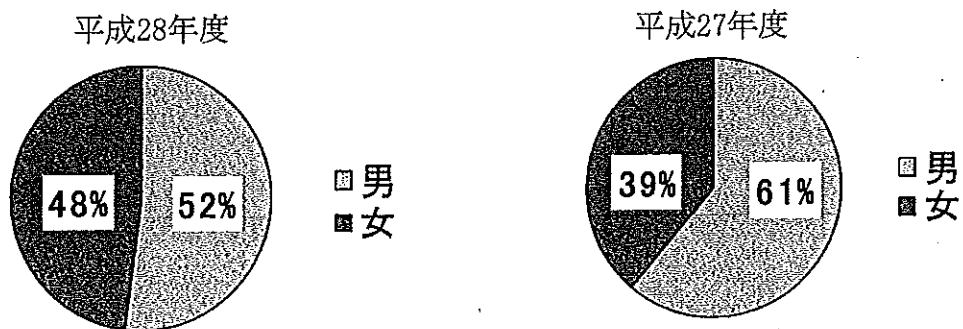
年度 \ 内容	いじめ	不登校	進路・学習	友人関係	異性・性	親子(家族)関係	しつけ・子育て	身体・健康・発達障害	性格	非社会的行動	反社会的行動	学校・教師の指導	その他	合計
平成28年度	6	30	5	7	3	4	56	11	0	1	7	8	35	173
平成27年度	8	7	3	7	1	15	44	13	0	2	7	3	29	139

電話相談 対象者・相談者別状況

(人数)

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
幼 児	30	15	0	0
小 学 生	57	55	2	1
中 学 生	33	25	3	0
高 校 生	21	15	4	1
他青少年	1	1	0	0
保 護 者			126	103
そ の 他	31	28	38	34
合計 (件数)	173	139	173	139

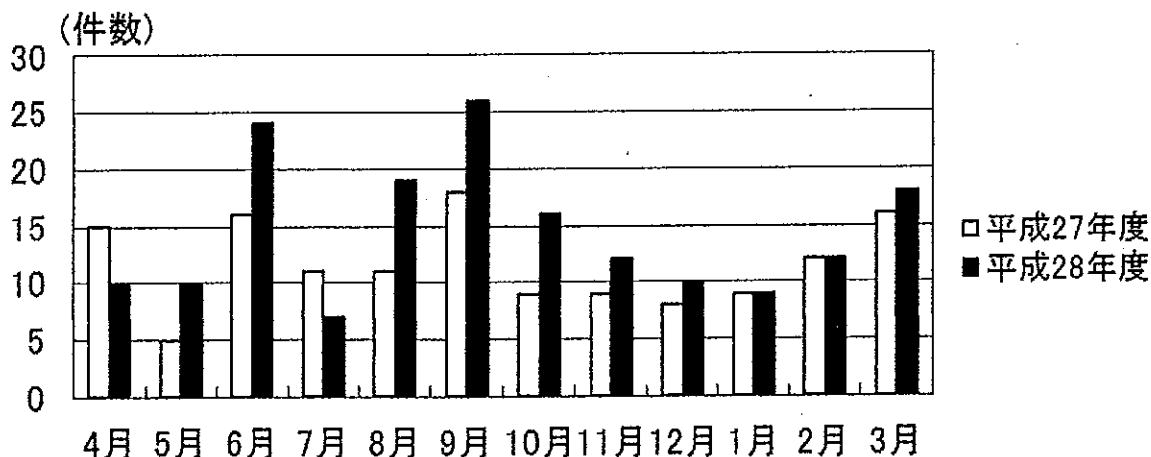
<電話相談 対象者の男女別割合>



電話相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	10	10	24	7	19	26	16	12	10	9	12	18	173
平成27年度	15	5	16	11	11	18	9	9	8	9	12	16	139



(2) 来所相談

当センターは、青少年に関するいろいろな悩みや問題等の来所による相談にも応じている。相談は1回で終了する場合もあるが、状況に応じて継続して相談にあたる場合もある。ケースによっては、こども家庭課、阪神北少年サポートセンターなどの関係機関と連携して進めている。

① 実施の方法

- 相談時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00
- 相談担当者 少年愛護センター職員

② 傾向および課題

子どもが保護者や教師等に付き添われて来所することもあるが、相談対象が中・高校生になるとなかなか来所しにくいので、保護者や教師だけの相談になるケースが多い。

○内容別状況

相談内容として31件中12件が「反社会的行動」、次いで9件が「不登校」であった。「不登校」については昨年度より7件増加した。内、6件は継続相談で、センターとしては、時系列記録を残しつつ、継続観察、継続指導を実施した。相談内容は深刻なものが多く、青少年の背景は複雑であると考えられる。対象者のほとんどが自分を理解してくれる人や愛情を持って接してくれる人を求めているのではないかと考えられるため、対象者や保護者に対しては、カウンセリング的な働きかけを続けながら根気よく相談・指導にあたることが求められる。

また、今後も必要に応じて継続的な相談につなげ、学校や関係機関と連携し子どもの問題行動や親子関係等の改善に努めていきたい。

○対象者・相談者別状況

継続相談を実施したケースが増加し、全件数(31件)中8件は電話相談やメール相談から来所相談に移行したケースであった。

相談対象者は、「中学生」が18人（昨年度 5人）と大きく増加した。また、これらのケースは、保護者への相談も継続的に実施した。昨年度多かった「小学生」は6名（昨年度21人）、「高校生」は5名（昨年度20名）とどちらも減少した。保護者からの相談は、母親がほとんどで、父親が来所して面談するケースは3件であった。

○対象者の男女別割合

男女別に見ると男子が19件（61%）、女子が12件（39%）で、今年度も男子の割合が多かった。

○月別受理状況

4月、9月、1月を除く4月～3月までは、毎月1～5件の相談があった。31件中、4件は継続相談を実施した。

来所相談 内容別状況

(件数)

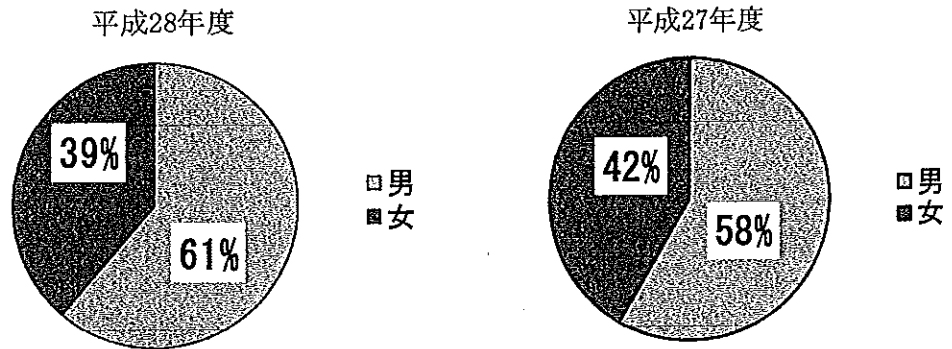
相談 内容 年度	いじめ	不登校	進路・学習	友人関係	異性・性	親子（家族）関係	しつけ・子育て	身体・健康・発達障害	性格	非社会的行動	反社会的行動	学校・教師の指導	その他	合計
平成 28 年度	0	9	1	0	0	2	2	0	0	4	12	0	1	31
平成 27 年度	0	2	2	2	0	0	3	4	0	0	34	0	1	48

来所相談 対象者・相談者別状況

(人数)

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
幼 児	0	0	0	0
小 学 生	6	21	3	14
中 学 生	18	5	9	0
高 校 生	5	20	3	10
他青少年	0	1	0	0
保 護 者			22	37
教 師			4	6
そ の 他	2	1	2	1
合計（件数）	31	48	43	68

来所相談 対象者の男女別割合

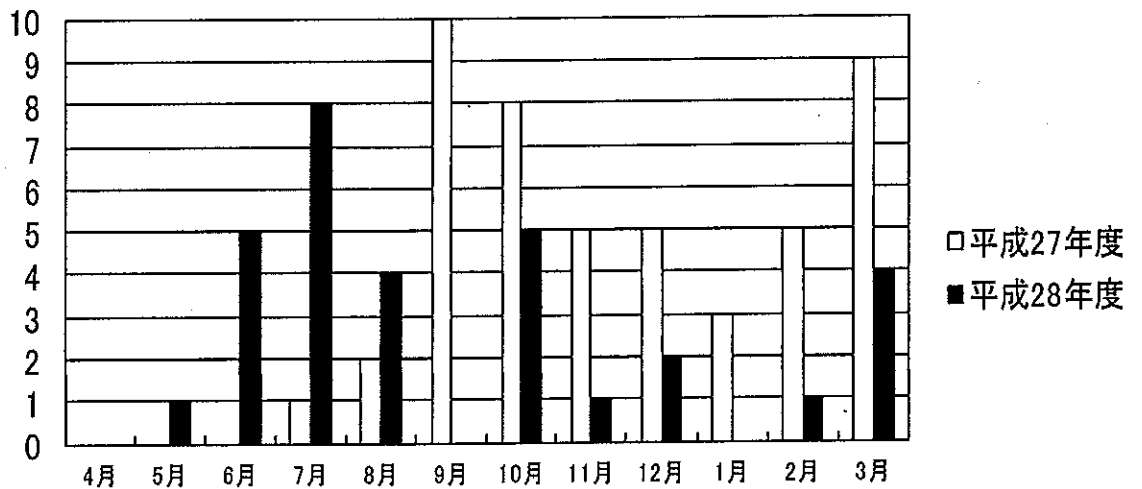


来所相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	0	1	5	8	4	0	5	1	2	0	1	4	31
平成27年度	0	0	0	1	2	10	8	5	5	3	5	9	48

(件数)



(3) メール相談

当センターでは、子どもと保護者の色々な悩みや問題等のメールによる相談にも応じている。

平成27年度のメール相談の件数は4件であった。その内容は、身体・健康・発達障害や子育て、学校・教師の指導等であった。平成28年度のメール相談の件数は、12件で大きく増加した。メールによる相談は、相談者の声を聴いて直接対応できないので、返信内容を慎重に考え丁寧に対応するよう心がけている。近年、メールが身近になり電話や来所相談よりもメール相談の方が活用しやすいと思う人が増えてきたように思われる。メール相談が今後も増加する可能性が考えられる。

メール相談 受理状況

(平成28年4月～平成29年3月)

相談者	対象者	内容	回数
母親	保育所 2歳児・4歳児	子育て	2 (3)
母親	中学2年男子	不登校	2 (3)
中学生女子	中学生女子	友人関係	1 (1)
母親	無職17歳女子	家族	1 (1)
母親	小学生1年男子	いじめ(暴力)	2 (2)
高校生女子	高校生男子	身体・健康・発達障害	1 (1)
母親	小学生	家族関係	1 (1)
母親	中学2年男子	不登校	1 (1)
母親	幼児女児	身体・健康・発達障害	1 (1)
合 計			12 (14)

() は受信回数

(4) 合同教育相談

こども家庭課・阪神北少年サポートセンター・学校指導課・総合教育センター・少年愛護センターの担当職員が、問題行動を示す児童生徒について、それぞれの専門的見地から、合同で教育相談を行うものである。

ここ数年来、SCの全校配置やSSWの派遣により、学校もこども家庭課など福祉機関と直接連携してケース会議を実施するようになり、相談件数は年々減少し、平成26年度1件、27年度1件、28年度0件であった。平成29年度より合同教育相談は廃止し、今後も他機関と連携しながら様々な問題解決に向けて適切に対応し、さらなる相談活動の充実を図りたい。

(5) 少年進路相談

市内8中学校区に各2名の少年進路相談員を教育長が委嘱し、中学卒業後の一年間に焦点を当てた少年進路相談を行っている。ねらいは、高校等中途退学者と早期離職者の減少を図ることである。やむを得ず中退・離職した卒業生に対しては、適切な進路変更や再就職のための相談活動を充実させ、卒業生が自ら意欲を持って進路を切り拓けるよう支援している。卒業生の動向に関する情報の収集や交換を行うとともに、研修を通して相談員自身の資質の向上に努めている。

①少年進路相談員連絡会

少年進路相談員、伊丹市中学校長会担当校長、各中学校進路相談推進担当教諭、学校指導課指導主事、尼崎公共職業安定所就職促進指導官、少年愛護センター職員等が出席し、研修会も含め毎月1回、年間計12回開催した。

相談員がつかんだ情報や相談活動について情報交換を行い、よりよい支援の方法を探っていた。また、相談員としてのあり方を考え、資質向上を図ることなどを目的として、グループトークやケーススタディを実施した。

年1回（10～12月）市内の公立高校を訪問し、卒業生の実態把握に努めた。

②少年進路相談員研修会

5月「相談活動を行うにあたって」

臨床心理士 保護司 鈴木 隆一 氏

8月「地域若者サポートステーションの役割と対応事例について

～中学校を卒業して1年目の少年に焦点をあてて～」

認定NPO法人宝塚NPOセンター

宝塚地域若者サポートステーション

統括コーディネーター 三原 伸也 氏

10月 訪問研修 「三田松聖高等学校」（概要説明・施設見学・質疑応答）

12月「不登校の子、そして、親と共に過ごした12年間

～見立ての手立てについて～」

スクールカウンセラー 臨床心理士 福島 美由紀 氏

③少年進路相談活動の反省・課題等

- ・少年進路相談員の活動を高校訪問や学校行事等の様々な場でPRして、生徒や保護者、学校側へ周知していく。
- ・卒業生の情報をどのように把握していくか。
- ・少年進路相談員研修会だけでなく、センター等で行う他の研修会にも積極的に参加し、相談員としてのスキルを高める。
- ・個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底。

平成28年度 少年進路相談員活動状況

月 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ 人数	実人数
相談	8	7	7	33	1	3	5	0	8	3	0	0	75	6
情報	5	18	13	14	4	7	9	10	11	3	10	3	107	53
合計	13	25	20	47	5	10	14	10	19	6	10	3	182	59

5. 健全育成活動

(1) 学校補導連絡会

中学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、中学校単位で、学校関係者・PTA愛護部・校区少年補導委員・少年進路相談員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い、今後の愛護活動について協議した。

<第1回>

中学校名	月日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	6月13日	月	16:00	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
西 中	6月7日	火	14:25	第2理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40
南 中	6月13日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	41
北 中	6月13日	月	16:30	いたみホール 多目的ホール	情報交換・協議、校内・校区の様子	53
天王寺川中	6月16日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	37
松 崎 中	6月20日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	48
荒 牧 中	6月9日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	45
笹 原 中	6月13日	月	15:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	36

合計8会場 334名

<第2回>

中学校名	月日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	10月12日	水	16:00	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	33
西 中	11月21日	月	15:30	第2理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	35
南 中	10月17日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	37
北 中	10月24日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	35
天王寺川中	10月13日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	36
松 崎 中	10月11日	火	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
荒 牧 中	10月6日	火	18:30	会議室	(※警報発令により開催中止)	
笹 原 中	10月27日	木	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	51

合計7会場 261名

<第1回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・各中学校の・校区内の状況および課題

(各学年の学校生活の様子、学習の様子、家庭内の生活、不登校など)

- ・修学旅行、林間学校、トライやる・ウィークでの生徒の様子
- ・校内が落ち着き、学習や部活動に良い効果が表れている
- ・スマホ・ケータイの影響(集中力の欠落、睡眠不足、課金トラブル)
- ・スマホ・ケータイの管理、ルールづくりについて
- ・ラインによるトラブルの指導(女子に多い傾向)
- ・校外での様子(量販店のへの出入りや公園での過ごし方など)

- ・地域での声かけ、見守り、顔をお互い覚えることの大切さ
- ・不登校生徒の対応について

<第2回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・体育大会に向けての練習の様子や態度
- ・生徒会活動の様子
- ・学習発表会にむけた練習の様子
- ・不登校の生徒数の報告及び指導、防止について
- ・量販店で見かける生徒への指導
- ・風紀面の問題、遅刻、指導不服従
- ・ケータイ、スマホなどの携帯端末によるSNSのトラブルについて
- ・課題の提出ができない生徒への対応（夏休みの課題）
- ・無断外泊、家出等の問題
- ・登下校時の道路での様子や自転車での登下校の指導
- ・不審者による声かけ、痴漢、露出等の不審者の出没
- ・学校、家庭、地域、関係機関との連携と子どもの見守りや声かけ
- ・大人のマナーの問題（自転車無灯火など）、言葉遣い、家庭でのしつけ
- ・保護者が様々な問題（家庭の問題）を学校へ持ち込むことへの対応について

（2）愛護補導連絡会

小学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動（愛の一声）を推進した。

年3回の開催を計画し、第1回は平成28年6月9日（木）に全体会を行った。第2回は各学校単位で9月～11月上旬頃に、校区内の子どもたちの健全育成や非行防止をテーマに実施した。第3回は、平成29年1月31日（火）に全体研修会を開催した。

<第1回>

- 1 日 時 平成28年6月9日（木）14:30～16:30
- 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 3 内 容
 - （1）出席者紹介
 - （2）愛護補導連絡会の趣旨説明
 - （3）情報交換
 - ・伊丹警察署生活安全課少年係
 - ・阪神北少年サポートセンター
 - ・主任児童委員
 - ・少年愛護センター
 - （4）ブロック別協議
- 4 参加者 少年補導委員連合会長、PTA連合会愛護厚生委員長、伊丹警察署生活安全課少年係長
 阪神北少年サポートセンター係長、小学校長会生徒指導担当校長、主任児童委員
 PTA愛護部、小学校教員、少年補導委員、事務局

総計 90名

<第2回>

小学校名	月日	曜日	時間	場 所	内 容	出席者数
伊丹	10月13日	木	10:00	会議室	「子どもをとりまくICT社会の裏表」 ～家庭で作ろうスマホの約束～ 講師：総合教育センター 指導主事 中田 智継 氏	30
稲野	9月13日	火	10:30	稲小ホール	1) 校区内の子ども安全を守る活動について 2) 子どもとスマホに関するグループディスカッション 講師：生活指導担当 拝野 佳生 教諭	36
南	9月27日	火	10:00	なかよしルーム	「子どもをとりまくデジタル環境」 講師 南中学校 寺井 浩治 教諭	33
神津	9月16日	金	10:00	多目的室	「地域ぐるみで育てよう未来を担う青少年！」 講師：少年愛護センター 所 長 米田 博一	48
緑丘	9月27日	火	10:00	多目的室	「スマートフォンの安全な使い方」 ～メリット・デメリットについて考える～ 講師：総合教育センター 指導主事 中田 智継 氏	49
桜台	9月9日	金	10:00	会議室	DVD視聴・意見交換 「～事故の加害者にならないために～ 安全な自転車のルール」	27
天神川	10月18日	火	10:00	P T A会議室	家庭でのルールの決め方について	39
笹原	10月21日	金	10:00	多目的室	「安全・安心見守りネットワーク事業について」 講師：伊丹市安全安心施策推進班 副主幹 中西 慎二 氏	42
瑞穂	10月13日	木	10:30	多目的室	「心の読み書きそろばん」 講師：瑞穂小学校SC 福島 美由紀 氏	31
有岡	10月12日	水	10:00	有っ子ホール	「サイバー空間から子どもを守る為に 必要な事」 講師：兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 巡査部長 谷口 哲也 氏	43
花里	11月10日	木	10:00	花里ホール	「～誰かと共にする食事の時間～ 心の健康を守る食生活の役割」 講師：管理栄養士 豊田 綾子 氏	42
昆陽里	9月13日	火	10:00	ふれあいルーム	「子どもたちを不審者から守るために」 講師 伊丹警察署生活安全課 巡査部長 大槻 真也 氏	34
摂陽	10月29日	木	16:30	ふれあいルーム	(※警報発令により開催中止)	
鈴原	10月11日	火	10:00	りんりんホール	「地域と子どものコミュニケーション」	56
荻野	9月28日	水	10:00	多目的室	DVD視聴「スマホの安全な使い方教室」	23
池尻	10月17日	木	10:00	多目的室	「反抗期と上手につき合う方法」 講師 SC 平岡 眞理 氏	52
鴻池	10月19日	水	10:00	ランチルーム	DVD視聴・意見交換 「スマホの安全な使い方教室」 ～気をつけようSNSのトラブルに～	33

合計 16会場 618名

<第2回愛護補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・安全な自転車のルールについて（通行区分や並走の危険など）
大人のマナーの悪さ
- ・校区内の子ども安全を守る活動について

- ・地域の子どもたちへのあいさつ、声かけや会話の推進
- ・地域内での「気になる子」の早期発見と民生委員への通告について
- ・スマホの安全な使い方やトラブルにならないよう
 - ネットを介した情報漏洩による犯罪被害
 - フィルタリングの実施
 - ケータイ・スマホによる希薄な交友関係を作らないように
 - スマホ依存による生活リズムの乱れ
 - 家庭でケータイ・スマホの持たせ方、マナー、ルールの話し合い
- ・子どもをスマホ依存症にさせないための対策
- ・地域の少年補導委員、保護司等から校区の状況
- ・子どもの声や意見を聞くことの大切さ
- ・子どもの自立心を育む
- ・積極的にあいさつや声かけをして顔見知りになるなど、関係づくり
- ・地域、保護者、学校等との連携の大切さ
- ・親以外の大人のかかわりの大切さ
- ・登下校の見守り活動を積極的に行う
- ・不審者による声かけ、痴漢、露出など
- ・登下校時の道路の歩行列の乱れについて
- ・虐待の疑いがある場合、関係機関へ通報を

<第3回>

- 1 日 時 平成29年1月31日(火) 15:15～16:45
 - 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
 - 3 内 容 講演
 - 演題 「思春期の子どもの心と大人のかかわり」
 - 講師 大阪国際大学国際教養学部 教授 米田 薫 氏
 - 4 参加者 少年補導委員連合会長、PTA連合会愛護厚生委員長、小学校長会生徒指導担当校長、主任児童委員、小学校PTA、小学校教職員、少年補導委員、事務局 等
- 総計 104名

(3) 地区懇談会等への参加

行事名	月日	曜日	時間	場 所	内 容
桜台地区「地域ボランティア」 情報交換会	4月2日	土	10:00	桜台小会議室	子どもの安全や見守りに関する現状把握と 防犯知識の向上を図る
荻野小 少年補導委員を囲む会	5月27日	金	10:00	荻野小多目的室	P T A愛護部と少年補導委員の情報交換
神津地区防犯懇談会	6月21日	火	19:00	K-maison ときめき	テーマ「地域の安全と交通安全について」
南小愛護部合同地区懇談会	6月21日	火	10:00	南小なかよしルーム	テーマ「子どもを守る地域づくり」
鈴原小愛護りんりん連絡会	6月22日	水	10:00	鈴原小 りんりんホール	地区別に分かれて討議、発表
有岡小地区懇談会	6月24日	金	15:30	有岡小 有っ子ホール	テーマ「自ら行動できる子どもを育てる地域づくり」 ～あらゆる危険から子どもをまもるには～
桜台地区「地域ボランティア」 情報交換会	7月2日	土	10:00	桜台小会議室	子どもの安全や見守りに関する現状把握と 防犯知識の向上を図る
桜台小地域ボランティア 情報交換会	7月2日	土	10:00	桜台小2階会議室	子どもの安全（防犯・交通安全） に関する情報交換会
天神川小地区懇談会	7月7日	木	15:30	天神川小 P T A会議室	テーマ「放課後の過ごし方・ルール決め」
神津小地区懇談会	10月14日	金	19:00	神津交流センター	通学路・児童の安全に関する現状について
鈴原小愛護りんりん連絡会	1月20日	金	10:00	鈴原小 りんりんホール	「子ども見守りデー」について

(4) その他

① 伊丹、宝塚隣接四校連絡協議会（天王寺川中、荒牧中、長尾中、安倉中）

平成28年6月29日(水)…夏季 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

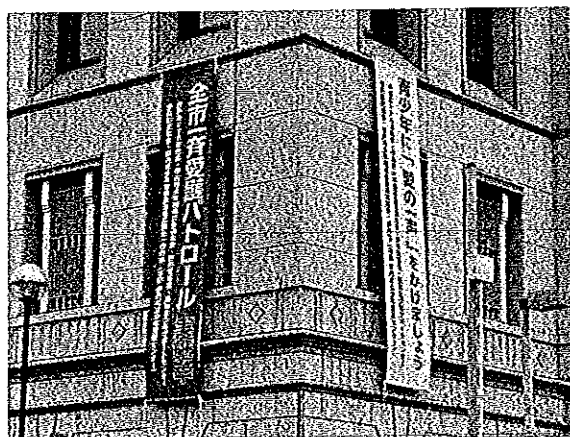
平成28年12月1日(木)…年末 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

② 市内一斉パトロール

平成28年7月13日(水)…全市一斉愛護パトロール（夏季）

平成28年12月14日(水)…全市一斉愛護パトロール（冬季）

伊丹市P T A連合会、小中学校、少年補導委員連合会、伊丹警察署、伊丹防犯協会
阪神北少年サポートセンター、都市安全企画課、教育委員会、少年愛護センター等



全市一斉愛護パトロール（懸垂幕）

6. 環境浄化活動

(1) 有害環境の浄化

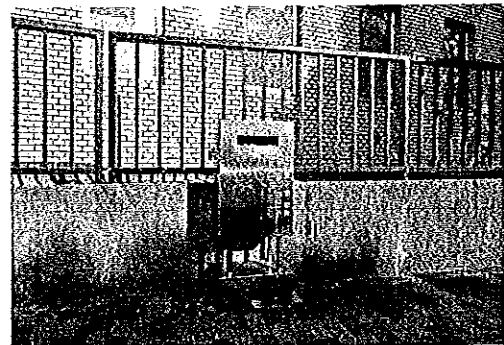
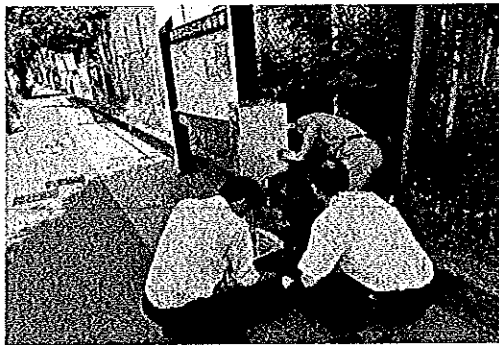
有害図書類の回収

設置場所		平成28年度 有害図書回収状況 (平成28年4月～平成29年3月)												合 計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	有害	計
裁 判 所		14	46	125	59	13	68	68	82	64	49	33	0	53	660
J R北伊丹駅駐輪場		4	34	4	4	3	28	4	6	123	53	37	4	11	312
バラ公園バス停		8	51	19	19	3	3	0	3	101	16	3	70	46	326
荒牧バス停		27	16	49	49	7	32	71	13	43	49	43	18	85	453
北セシター前		7	3	9	9	26	13	106	29	8	25	16	37	19	298
中野西公園		5	17	14	14	17	30	11	7	16	38	16	15	70	256
山田バス停		15	127	3	3	14	0	15	0	0	0	15	7	0	196
車塚公園内		19	87	46	46	28	74	55	117	142	37	52	5	5	669
阪急稲野駅		70	97	76	79	93	120	64	13	12	68	59	10	4	707
南セシター前		41	100	101	7	4	17	2	82	10	16	35	5	18	342
阪急新伊丹駅		14	104	104	65	14	39	11	40	91	22	37	22	68	534
女性児童センター		38	12	12	12	16	8	8	43	27	26	25	84	0	364
阪急伊丹駅		24	48	52	19	36	15	33	8	35	13	17	4	3	301
いたみホール		114	55	32	32	2	43	38	23	9	14	78	80	9	502
西桑津バス停		10	56	37	37	11	4	4	0	2	9	10	4	24	177
J R伊丹駅1階		52	28	29	2	8	46	28	24	15	31	25	0	17	285
そ の 他															192
小 計		482	501	966	453	479	307	313	540	573	532	535	739	381	6,620

※ 計の数は無害図書を含んだ数

有害図書回収状況

	有害図書類		A Vテープ		D V D ・ C D		有害合計		無害図書類	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
4月	380	162	15	33	279	267	674	462	22	39
5月	285	333	77	269	402	358	764	960	7	6
6月	177	139	55	49	414	265	646	453	11	26
7月	208	107	283	37	933	163	1,424	307	9	6
8月	237	275	112	25	395	240	744	540	0	33
9月	156	211	14	50	767	271	937	532	145	3
10月	214	139	35	50	535	550	784	739	135	19
11月	229	207	32	42	192	435	453	684	23	15
12月	282	142	40	62	245	260	567	464	13	4
1月	210	190	106	78	282	233	598	501	14	5
2月	126	134	41	18	236	213	403	365	43	16
3月	143	103	7	227	219	102	369	432	30	9
合計	2,647	2,142	817	940	4,899	3,357	8,363	6,439	452	181



(2)「青少年を守る店」運動の推進

① 「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」主催の研修

ア. 定期総会 6月16日(木) 14:00～16:10

伊丹市立総合教育センター 2階研修室 出席者 103名

・総会議案の審議と承認、役員の選出と承認

※ 会長に(株)関西スーパーマーケット 静川 俊夫 氏が承認された。

・講演 「スマホやネットに潜む危険」

講師 NIT 情報技術推進ネットワーク 代表取締役 篠原 嘉一 氏

イ. 量販店部会 10月25日(火) 15:30～17:00

伊丹市立総合教育センター 3階多目的室 出席者 35名

・生徒指導事例発表 伊丹市立東中学校生徒指導担当 坂手 隆人 教諭

・講演 「店舗・地域で進める万引き防止」

講師 全国万引防止機構事務局次長 稲本 義範 氏

ウ. 青少年健全育成研修会 11月11日(金) 14:00～16:10

伊丹市立労働福祉会館(スツホール) 3階多目的ホール 出席者 161名

・講演 「子どもの防犯」

講師 元兵庫県警察本部地域部長 田山 映二 氏

② 「青少年を守る店」協力店の拡大運動

市内の量販店及び店舗に青少年健全育成の協力を要請し、運動に協賛する店には店頭「愛の一声」ステッカーを貼付していただき、環境浄化の協力をお願いした。

協力店舗数は下表のとおりである。今後とも関係者の理解と協力を得ながら、青少年の健全育成と非行防止のために協力店の拡大に努めたいと考えている。

毎年、新規に協力して頂ける店舗があるものの、社会情勢の変化により平成23年度からは廃業による協力店の減少が続いている。

「青少年を守る店」運動協力店舗数一覧表 (平成24年度～平成28年度)

No.	ブロック名	平成24年度 加入店舗数	平成25年度 加入店舗数	平成26年度 加入店舗数	平成27年度 加入店舗数	平成28年度 加入店舗数
1	伊 丹	47	43	42	45	45
2	稲 野	27	27	28	28	30
3	南	22	20	18	18	18
4	神 津	18	18	16	15	15
5	緑 丘	41	42	41	37	30
6	桜 台	23	23	24	21	21
7	天 神 川	48	48	48	41	38
8	笹 原	40	39	40	40	38
9	瑞 穂	24	24	23	22	22
10	有 岡	46	45	45	40	40
11	花 里	29	30	31	35	35
12	昆 陽 里	49	49	47	45	49
13	摂 陽	23	23	25	25	26
14	鈴 原	21	20	19	17	18
15	荻 野	38	40	38	38	38
16	池 尻	17	17	19	16	16
17	鴻 池	13	15	16	16	17
	合 計	526	523	520	499	496

「青少年を守る店」運動実施内容

- ★ 「青少年を守る店」協力店のステッカーの貼付
- ★ 「青少年を守る店」運動協力店届けの提出
- ★ 非行化の原因になると思われる商品販売の自粛
- ★ 店舗内がグループのたまり場にならないような配慮
- ★ 店舗内が非行の誘因にならないように改善
- ★ 子どもが危険を感じ避難してきた際の一時保護および関係機関等への連絡

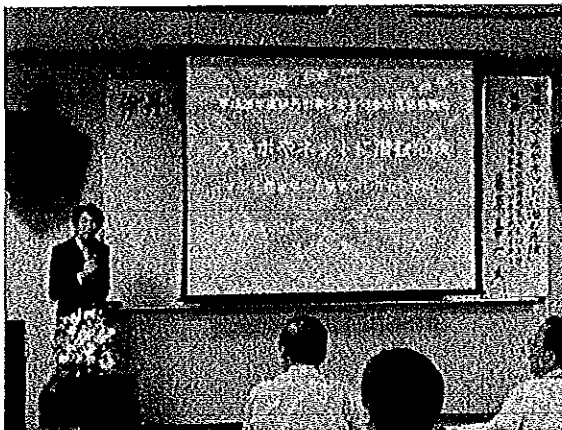
(3) 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適切な運用を図り、青少年の健全育成に資する事を目的に環境実態調査を行った。

ア. 実施期間 平成 28 年 10 月 8 日（土）から平成 28 年 12 月 6 日（火）

イ. 実施場所 市内全域

ウ. 調査対象	・図書類販売店	81 店
	・カラオケハウス	4 店
	・玩具店	3 店
	・ビデオレンタル店	7 店
	・インターネットカフェ、まんが喫茶	7 店
	・携帯電話事業者等	24 店



伊丹市青少年を守る店連絡協議会 定期総会



伊丹市青少年を守る店連絡協議会 量販店部会



伊丹市青少年を守る店連絡協議会 量販店部会

7. 研修活動

少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努めるとともに、青少年健全育成についての意識高揚を図る研修をすすめてきた。

(1) 市・少年補導委員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月11日(水)	伊丹市少年補導委員新任研修会	「伊丹市少年補導委員の活動について」 伊丹市立少年愛護センター所長 米田 博一	伊丹市立総合教育センター	I部88名 II部21名
8月25日(木)	伊丹市少年補導委員全体研修会	DVD視聴「補導員の心得」 グループ討議(情報交換) テーマ「補導活動について」	伊丹市立総合教育センター	95名
11月18日(金)	伊丹市少年補導委員実務研修会	「CAP子どもへの暴力防止大人ワークショップ～暴力防止のために 私たち大人にできること～」 むこがわCAPスペシャリスト 石崎 和美氏 西口 真美氏 荒木 美恵氏	伊丹市立総合教育センター	80名
12月19日(月)	伊丹市少年補導委員 人権全体研修会	「学校現場からみた子どもの人権課題」 伊丹市人権指導員 雀部 直子氏	伊丹市立総合教育センター	72名

(2) 市・健全育成研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月19日(木)	伊丹市少年育成協会全体研修会	「話題(笑い)で育てる子どもと自分」 落語家 林家 染左氏	アイフオニックホール	189名
6月16日(木)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会研修会	「スマホやネットに潜む危険」 (株)NIT情報技術推進ネットワーク 代表取締役 篠原 嘉一氏	伊丹市立総合教育センター	103名
10月25日(火)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会	・生徒指導事例発表 「荒れの克服～東中学校の取り組み～」 伊丹市立東中学校 生徒指導担当 坂手 隆人 教諭 ・講話「店舗・地域で進める万引き防止」 全国万引犯罪防止機構 事務局次長・普及推進委員 稲本 義範氏	伊丹市立総合教育センター	35名
11月11日(金)	伊丹市青少年健全育成研修会	「子どもの防犯」 元兵庫県警察本部地域部長 田山 映二氏	労働福祉会館(スワンホール)	161名
1月31日(火)	愛護補導連絡会研修会	「思春期の子どもの心と大人のかかわり ～子どもと話そう！ココロの声を聴こう～」 大阪国際大学国際教養学部 教授 米田 薫氏	伊丹市立総合教育センター	104名

(3) 市・他府県視察研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
6月30日(木) 7月1日(金)	伊丹市少年補導委員正副理事管外研修	施設訪問 宮川医療少年院	伊勢市	22名
11月29日(火)	伊丹市少年補導委員管外研修	施設訪問 京都府立洪陽学校	京都府南丹町	61名

(4) 市・進路相談員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月17日(火)	伊丹市少年進路相談員研修会	「相談活動を行うにあたって」 臨床心理士・保護司 鈴木 隆一 氏	伊丹市立総合教育センター	20名
8月19日(金)	伊丹市少年進路相談員研修会	「地域若者サポートステーションの役割と対応事例について ～中学校を卒業して1年目の少年に 焦点をあてて～」 認定NPO法人宝塚NPOセンター 宝塚地域若者サポートステーション 総括コーディネーター 三原 伸也 氏	伊丹市立総合教育センター	23名
10月21日(金)	伊丹市少年進路相談員訪問研修	三田松聖高等学校訪問 ・概要説明 ・施設見学	三田市	19名
12月13日(火)	伊丹市少年進路相談員研修会	「不登校の子、そして、親と共に過ごした 12年間～見立てと手立てについて～」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合教育センター	20名

(5) 隣接市・阪神地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月15日(金)	阪神地区青少年補導委員連絡協議会 総会・研修会 兼青少年を守り育てる地域フォーラム	「力を合わせて青少年の健全育成に取り組む ～これでOK 子どもの見方・ かかわり方～」 元公立小中学校校長 春川 政信 氏	三田市 郷の音ホール	20名

(6) 県・近畿地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
10月20日(木)	兵庫県青少年補導委員大会・研修会	「育つ人・育てる人の心」 千房株式会社 代表取締役 中井 政嗣 氏	洲本市 文化体育館 文化ホール	21名
10月28日(金)	近畿地区青少年補導センター連絡協議会 研修大会	・第2分科会「相談活動のあり方」 ・『「教える・かかわりきる・育てきる」 生徒指導の実践 ～関係機関等との連携を通して～」 広島県呉市立片山中学校 校長 斎藤 美由紀 氏	和歌山県 かつらぎ町 かつらぎ総合文化会館	1名
11月22日(火)	兵庫県青少年補導センター・兵庫県青少年補導委員連合会 所長・会長一日研修会	施設訪問 神戸少年鑑別所 (神戸法務少年支援センター) 若葉学園	神戸市	2名
12月17日(土)	ひょうごユースケア ネット推進会議 第3回研修会	スマホサミット in ひょうご 2016	兵庫県 農業会館	1名
2月10日(金)	青少年補導センター所長研修会	「少年事件における薬物犯罪について」 兵庫県警察本部生活安全部少年育成課 神戸中央少年サポートセンター 所長 浅野 健一 氏	神戸市青少年補導センター	1名

8. 阪神北少年サポートセンターの活動

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部少年育成課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの 1 つで、平成 11 年 4 月 1 日に開設されました。勤務員は、警察官 2 名と、少年の心理に専門的知識を有する少年補導職員 2 名の計 4 名で、伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の 3 市 1 町を担当区域として活動しています。

主な活動内容は、不良行為少年に対する街頭補導活動、少年相談や継続補導による非行少年等の立ち直り支援活動、学校等関係機関との連携による非行防止活動、少年を取り巻く有害環境の浄化活動などです。

以下、平成 28 年の活動を紹介します。

(1) 街頭補導

- 管内の主要駅周辺、大型量販店、ゲームセンター、カラオケボックス等少年の溜まり場になりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、怠学等の不良行為をしている少年の補導、規範意識向上のための指導声かけを実施した。(356 名補導)
- 地域の少年非行の実態把握と少年の規範意識向上等を目的として、各市町の少年補導委員等の少年警察ボランティア、学校、関係機関と合同で特別補導を実施した。(20 回延べ 3,240 名参加 15 名補導)

(2) 少年相談

- 非行問題、学校問題、交友問題等少年の悩み困りごと相談を受け、必要な指導助言を行った。(46 件受理)

(3) 継続補導

- 非行防止上問題のある少年や、犯罪被害に遭った少年等に対し、家庭や学校等と連携して招致面接等による継続的な指導助言を行った。(15 人、35 回)

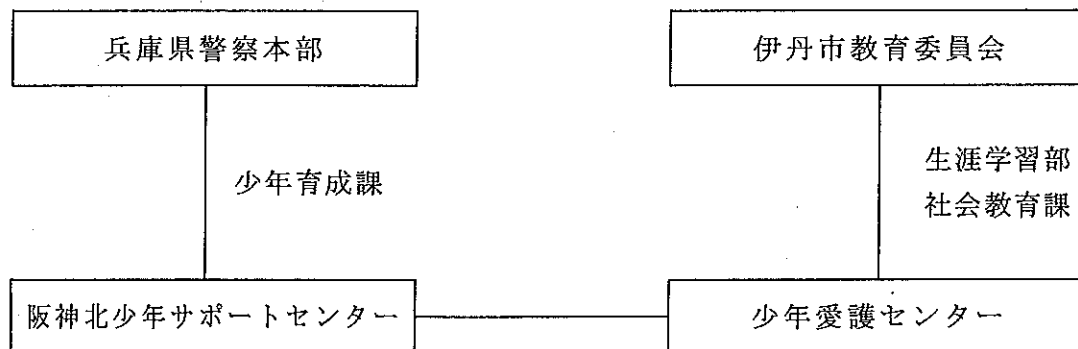
(4) 有害環境の浄化活動

- 少年愛護センターと連携し、有害な広告物、図書、営業店等の発見活動と関係者に対する指導や協力依頼を行うとともに、酒類、煙草販売店に対して未成年の飲酒、喫煙防止に対する協力を依頼した。
- 少年愛護センターと連携し、カラオケボックスやゲームセンター等少年の溜まり場への立ち寄りを実施し、実態把握と業者に対する指導を行った。
- 携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及・促進について協力を依頼した。

(5) 情報発信活動

- 少年の健全育成を図るため、小、中、高等学校を対象に、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」を行うなど各種情報発信活動を行った。(54 回)
- 学校、関係機関等の会合において、警察の非行防止活動や少年非行の現状を伝え、連携の強化と警察への理解と協力を求めた。(85 回)

少年愛護センターと阪神北少年サポートセンターの連携



主に阪神北少年サポートセンターが参加した少年愛護センター事業

- ① 広報・啓発活動
 - ・「センター通信」
 - ・「愛護活動概要」の発行
 - ・薬物乱用防止キャンペーンの実施
- ② 補導活動
 - ・「少年を守る日」の一斉街頭補導
 - ・特別補導（夏季・年末一斉補導等）
 - ・広域補導（隣接市との補導、情報交換）
 - ・夜間特別補導
- ③ 相談活動
 - ・来所相談
 - ・合同教育相談
- ④ 健全育成活動
 - ・学校補導連絡会
 - ・愛護補導連絡会
- ⑤ 環境浄化活動
 - ・有害環境総点検活動
 - ・有害図書の回収
- ⑥ 研修活動
 - ・青少年健全育成研修会
 - ・少年補導委員全体研修会
 - ・青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会

V 少年補導委員手記

ふれあいの輪 拡がるつながりの輪

伊丹ブロック 新居みな子

伊丹小学校の子どもたちの見守り活動を始めてから7年目になりました。1年生だった子どもたちも中学1年生になり、少年補導委員を引き受けてからの時間の経過に驚いています。

委嘱状を受け取った1年目は戸惑うことの多いことばかりでしたが、公園でゴミ拾いをしながら子どもたちに声かけをしている内に、自然に会話ができるようになりました。「なんでゴミ拾いしてんの?」「なんで赤い服着てるん?ゴミ拾いの人なん?」「どこの先生?」等と質問攻め。名札を見せながら「見守り活動をしている少年補導委員やで〜」「公園はみんなできれいにするとこやで〜」と、答えると安心したような笑顔になって、こちらも笑顔になります。気軽に声かけができる間柄を作り上げて行くことの大切さを感じます。

伊丹小学校区の少年補導委員は現在 男性3名、女性6名の9名で北中学校周辺と伊丹小学校南側の2班に分かれて毎月夕方3回、夜に1回活動しています。

宅地造成で益々空き地が減り、のびのびと走り回る場所がなくなり、公園ではボール遊び禁止の警告が多くなって、子どもたちが萎縮してしまうのではと思う時があります。気がかりなのは、公園で遊んでいる子どもたちの中に、身体を動かさないうでゲーム機に夢中になっている子どもを見かけることです。そんな子どもには、「せっかく公園に来ているのに体動かそう」と声をかけるようにしています。すぐ動く子ばかりではありませんが、ボール遊び、ブランコ、鉄棒等で体を動かし、自然に体力作りができるようにと願っています。

児童くらぶから退出してくる子どもたちにも声かけをしています。「こんにちは」と挨拶してくれる子どもたちに「お帰り〜」「走ったら危ないで〜」「止まって!右見て左見て」と笑顔で声かけをします。男性の少年補導委員さんと遊びながら一緒に歩く子、また、学校であった事、宿題の事など話しながら一緒に歩く子もいます。立ち止まっておしゃべりしている部活帰りの中学生には、「気をつけて帰るように」と声かけをしています。

イオンモール伊丹では19時以降にゲームセンターと書店2カ所を巡回しますが、一人で遊んでいる子どもやグループで遊んでいる子どもたちには「はよ帰りよ〜」と声かけをしています。高齢者の方もよく見かけるようになりました。このような方々にも「お帰りには、お気をつけて」と声をかけさせていただくこともあります。

こうした私たち少年補導委員の活動がふれあいの輪となり、更に、地域のつながりの輪へと拡がっていくよう頑張っていきたいと思えます。

少年補導委員の活動について

神津ブロック 村田博男

私の住む自治会の推薦により少年補導委員に選ばれました。その後、神津ブロックの前任理事が訪ねて来られ、理事を引き受けて欲しいと依頼され引き受けることにしました。

当初は、少年補導委員の仕事がどのようなものなのかよく把握できませんでした。が、1年近く経って、少年補導委員の活動が理解できたように思います。

神津小学校区の少年補導委員は、現在5名のメンバーで補導活動を行っています。活動の内容については、以下の三項目になります。

1. 街頭補導

- ・ブロック内を3コースに分けて、全員で巡回パトロールを月4回行います。
- ・繁華街特別補導として、今年度はイオン伊丹のゲームセンターの巡回パトロールをしました。
- ・夜間特別補導として、神津ブロックの3コースを、校区の先生方、PTAの方々と一緒に巡回パトロールをします。
- ・ブロック自治区の夏祭り等でのパトロールを6回程度実施します。
- ・その他隣接のブロックや他市との合同補導も行っています。

2. 学校・PTA・地域との連携活動の実施

- ・校区中学校との連絡会に参加。先生方、PTAの方々と情報交換し、生徒たちの健全育成についての意見交換を行うことで、補導活動の参考にしています。
- ・校区小学校の愛護補導連絡会や懇談会に出席し、児童の安全に関する意見交換を行い、地域ぐるみの補導活動に役立てています。
- ・小学校区内のお祭りや行事等にも積極的に参加し、地域の方々の協力と理解のもと補導活動に務めています。

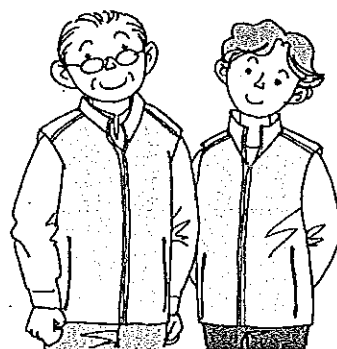
3. 研修会への参加

- ・少年補導委員がすべき役割について、各種研修会に参加し学ぶことにより、認識とレベルアップにつなげています。

こうした活動を通して100%の仕事ができているのか疑問が残りますが、少年愛護センターの指導のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちの健全育成と非行防止に取り組む少年補導委員としての活動を、これからも続けたいと思います。

余談ですが、孫に（パトロール中の私を見かけたのを覚えていたのか）「おじいちゃんの赤い服（ベスト）を見たよ」と言われ、内心安堵し嬉しくもありました。

少年補導委員の活動は派手ではありませんが、遠くから見守ってくれている人たちもいるのだと思い、今後の活動の励みにしたいと思います。



VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布 昭和49. 9. 27 条例39

改正 昭和51. 2. 28 条例1

昭和61. 3. 13 条例1

平成9. 12. 24 条例43

(設 置)

第1条 少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(位 置)

第2条 愛護センターの位置は、伊丹市千僧1丁目1番地とする。

(事 業)

第3条 愛護センターは、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
- (2) 少年の補導および相談に関すること。
- (3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
- (4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。

(愛護センター運営協議会)

第4条 愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。

(職 員)

第5条 愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委 任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和49年11月19日教委規則第17号で、昭和49年11月20日から施行）

付 則（昭和51. 2. 28条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61. 3. 13条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成9. 12. 24別条例43）

この条例は、平成9年12月25日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布 昭和 49. 11. 19 教委規則 16

改正 平成 4. 11. 30 教委規則 14

改正 平成 11. 5. 31 教委規則 7

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(愛護センター運営協議会)

第2条 伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の委員および職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長 1 人をおく。

2 会長は教育長がこれにあたるものとし、副会長は委員の中から選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(少年補導委員)

第5条 少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

2 伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 号）は、廃止する。

3 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 4. 11. 30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11. 5. 31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定 数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げるもののなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推せんにより、市長が委嘱する。

- (1) 伊丹地区保護司会
- (2) 伊丹市民生委員児童委員連合会
- (3) 伊丹市自治会連合会
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任 期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

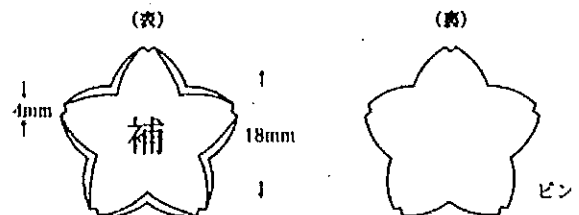
付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

様式1

		No.	
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。			
	氏 名	(才) 年 月 日生	
写 真	住 所	伊丹市	
	所 属	伊丹市立少年愛護センター	
	発 行	平成	年 月 日
	有効期限	平成	年 月 日
	伊丹市長	○ ○ ○ ○	

様式2



平成 28 年度伊丹市少年進路相談員制度要項

伊丹市教育委員会

伊丹市立少年愛護センター

1 趣 旨

家庭・学校・関係機関と連携しながら、高校等中途退学・早期離職などの防止に努めるとともに、やむを得ず中途退学や離職した少年に対する適切な進路変更や再就職などの相談活動の充実を図る。

2 実施上の留意点

- (1) 個人の生活に干渉するものではなく、また無職自体が問題なのではない。その生活が、問題行動と結びつく可能性を持つものであり、学・職のはざままで進路に悩み相談を必要としている少年に対し、適切な進路相談を継続的に行う。
- (2) 相談対象者や相談内容などについては、秘密を厳守する。
- (3) 1 年以内の高校等中途退学や離職が一番多く、選択した進路に適応できるかどうかの重要な時期である中学校卒業後の 1 年間にポイントを置く。

3 伊丹市少年進路相談員の委嘱・任期

- (1) 委 嘱 1 中学校区 2 名の伊丹市少年進路相談員を教育長が委嘱する。
- (2) 任 期 1 年とする。
- (3) 報償費 月額 11, 111 円（税込み）とする。

4 伊丹市少年進路相談員の任務

- (1) 情報の把握 各中学校進路相談推進担当教諭や元担任、同級生などからの情報をもとに、卒業生の動向を把握する。
- (2) 相談活動
 - ① 中途退学や離職につながるような悩みや不安定な状況がうかがえる少年、或いは、既に中途退学や離職した少年の進路相談を行う。
 - ② その場合、学校の担当者（進路相談推進担当教諭）とも連絡をとり、情報を共有するとともに、必要に応じて家庭訪問や職場訪問を行うこともある。再就職については公共職業安定所とも連携することが望ましい。
- (3) 連絡・報告 月 1 回、活動報告書（別紙様式）を提出する。その際、必要に応じて連絡事務を行う。
- (4) 伊丹市少年進路相談員連絡会
月 1 回の伊丹市少年進路相談員連絡会に出席し、具体的な情報交換・相談活動の打ち合わせなどを行う。
※ 構成は、伊丹市少年進路相談員、伊丹市教育委員会事務局学校指導課担当指導主事、尼崎公共職業安定所担当者、伊丹市中学校長会担当校長、伊丹市中学校担当者（進路相談推進担当教諭）、伊丹市立少年愛護センター職員
- (5) 伊丹市少年進路相談員研修会
伊丹市少年進路相談員研修会（年 3 回程度予定）に出席して、研修を行い、相談活動に関する知識や技能を深め、相談活動の充実に資する。

伊丹市立少年愛護センター 電話相談事業相談員要項

(趣 旨)

第1条 少年の健全育成と非行防止のため、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）内に電話相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 相談員は、少年に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて継続相談や他の機関への紹介を行う。

(委 嘱)

第3条 相談員は、教員経験者及び福祉関係者等で構成し、教育長の承認を得て所長が委嘱する。
2 相談員の員数、勤務日及び時間は、別に定める。

(免 職)

第4条 相談員が次の各号の一つに該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 一身上の都合で辞職を申し出た場合
- (2) その職務遂行に適正を欠く場合

(勤 務)

第5条 相談員は、愛護センター内において勤務し、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。

(任 期)

第6条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報 酬)

第7条 相談員の報酬及び支給方法等は、別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成9年12月25日から施行する。
- 2 この要項の施行時において委嘱している相談員の任期は、第6条の規程にかかわらず平成10年3月31日までとする。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項

伊丹市小・中学校生徒指導担当者会

小学校申し合わせ事項

- 1 保護者の許可なく日没後の外出はやめよう
- 2 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、カラオケボックス、映画館、レンタルビデオ店など
- 3 プールは保護者の責任のもとで利用しよう
- 4 自転車の二人乗りや無灯火など禁止されている行為は絶対やめよう
- 5 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 田畑、駐車場などでの遊び、音の高い花火など
 - (2) パソコンや携帯電話のメールへの書き込み等のイタズラ
- 6 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、ボード遊びなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
 - (3) 電線近くや航空機進入区域での凧あげなど
 - (4) 火遊びなど
- 7 不審な人を見かけたら、すぐに警察に連絡しましょう

(平成26年6月改訂)

中学校申し合わせ事項

- 1 不必要な日没後の外出はやめよう
- 2 保護者及び学校長の許可のないアルバイトはやめよう
- 3 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、カラオケボックス、コンサートなど
- 4 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 外泊、音の大きい花火、公園や施設などでの集団での集まりなど
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不適切な書き込みやアクセス
- 5 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、スケートボード、キックボードなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
- 6 禁止されている行為は絶対やめよう
 - (1) 自転車の無灯火、二人乗りなど
 - (2) 無免許運転や暴走行為など
 - (3) 薬物乱用等、法律で禁止されている行為

(平成28年7月改訂)

※ この申し合わせ事項は、児童生徒の実態や社会情勢と照らし合わせ、生徒指導担当者会で毎年、検討する。

※ この申し合わせ事項の運用については、各学校の実態に応じて弾力的に行う。

「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊を伊丹からなくそう

非行への入り口(初発型非行)の現状

(伊丹警察署調べ)

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫煙	深夜徘徊
25年度 (26年3月末)	38	17	15	15	314	787
26年度 (27年3月末)	40	8	7	16	323	1087
27年度 (28年3月末)	22	10	7	10	676	874
前年度との増減	-18	+2	±0	-6	+353	-213

※占有離脱物横領=他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊=18歳未満の少年が、正当な理由なく午後11時～午前5時の間に徘徊すること。

青少年の深夜徘徊が依然と続いています。子どもを夜、街で見かけたら「早く家に帰ろう」の声かけをしよう。

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家族のふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



学校では…

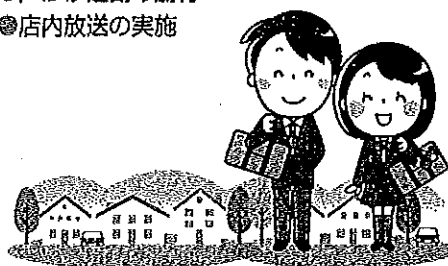
- 社会のきまりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。
- 伊丹っ子ルールブックを活用しよう。

地域では…

- まず大人が規範を示そう。
- 子ども達に「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施



児童・生徒は…

- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。
- 命や物を大切にしよう。
- 生きていることに感謝の気持ちを持とう。

「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター

みんなであつもう

万引きなど非行防止に
地域ぐるみでとりくもう

非行の芽



みんなで守ろう青少年に健全な環境

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「なやみの相談」クリアファイル

ひとりでなやまないで！

子どもと保護者の
なやみの相談



☎ 770-8742

お気軽に
相談を！

電話相談 平日 10:00～19:00
土曜 13:00～17:00
来所相談 平日 10:00～17:00

伊丹市立少年愛護センター

「なやみの相談」手渡しカード

表



子どもと保護者の
なやみの相談

072-770-8742

電話相談 平日 10:00~19:00
土曜 13:00~17:00
業務相談 平日 10:00~17:00

裏

友だちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。



ひとりでも
なやみいで！

しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。



伊丹市
マスコット
たみまる

伊丹市立少年愛護センター

「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード

表

自転車利用のみなさんへ！

自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事にはならない…。
そんな軽はずみな気持ちが重大な事故につながります。

自転車による重大事故事例

- 高校生が夜間携帯電話を操作しながら無灯火で走行中前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。損害賠償額約 5,000 万円
- 信号無視した自転車が横断歩道を歩いていた高齢者と衝突。高齢者は死亡。損害賠償額約 4,700 万円。



兵庫県で自転車を利用する場合、条例により保険に加入しなければなりません

ルールとマナーを守りましょう！
伊丹警察署・少年愛護センター

裏

交通ルールを守って安全に！

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間は必ずライトを点灯
 - 運転中の携帯スマホ・傘さし運転・大音量での音楽などの聴取の禁止
 - 信号を守る・一時停止と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



自転車はくるまの仲間です。

「青少年を守る店」協力店ステッカー



平成28年度伊丹市少年進路相談員制度について

〇〇中学校3年生のみなさんへ

義務教育を修了する卒業式も間近になりました。

4月からは、一人ひとりが自分の選んだ道を歩むことになります。

進学・就職・家業・家事などと進む道はちがっても、新しい出会いがあり、新しい環境があなたを待っています。

しかし、自分が選んだ道であっても、もしかして進路についての悩みが生じるかもしれません。そんな時は、少年進路相談員の方に相談してください。

母校となる中学校でも相談にのりますが、あなたの中学卒業後1年間、下記の少年進路相談員の方が、あなたの悩みを聴いたり、必要に応じて学校と相談したりする役割をしてくれます。遠慮せずに、気軽に電話やメールをして相談にのってもらってください。

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会では、平成2年度から、伊丹市教育長が各中学校区に2名の少年進路相談員を委嘱し、少年進路相談員制度を実施しています。

この制度は、中学校卒業後の1年間、中途退学や離職を考えたり、今後の進路について悩んだりする卒業生や保護者が、中学校区内の少年進路相談員の方に気軽に相談にのってもらえるという趣旨でつくられました。

地域の方が少年進路相談員になっているということもあり、発足以来好評で、多くの成果があがっています。

少年進路相談員の方は、出身中学校や公共職業安定所、少年愛護センターと連携しながら、お子様の学校や職場での悩みについて相談にのってくれます。保護者の皆様、どうぞ気軽にご相談ください。

連絡先：伊丹市立 〇〇 中学校の少年進路相談員は

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)



相談メール

hm07〇〇〇〇〇〇〇@yahoo.co.jp



(相談メールアドレスQRコード)

秘密は厳守します

伊丹市立 〇〇 中学校 (Tel 〇〇〇-〇〇〇〇・〇〇〇〇)

伊丹市立少年愛護センター(「なやみの相談」Tel 770-8742)

itami

平成 28 年度 伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員

氏 名	選 出 区 分	任 期
なかにし 史宏 中西 史宏	関係行政機関の委員及び職員 (川西こども家庭センター所長)	自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
ふくだ すなお 福田 直	関係行政機関の委員及び職員 (伊丹警察署生活安全課長)	自 平成 27 年 12 月 17 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
たけうち しげはる 武内 重治	関係団体代表 (伊丹市少年育成協会常任理事)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
すずき たかいち 鈴木 隆一	関係団体代表 (伊丹市保護司会副会長)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
こもだ ただしげ 薦田 忠成	関係団体代表 (伊丹市民生委員児童委員連合会理事)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
みやうち しょうじ 宮内 正次	関係団体代表 (伊丹市自治会連合会副会長)	自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
ありむら ひとみ 有村 ひとみ	関係団体代表 (伊丹市 P T A 連合会理事)	自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
わたなべ まさこ 渡辺 昌子	関係団体代表 (伊丹市連合婦人会副会長)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
はやし あけみ 林 明美	関係団体代表 (伊丹市少年補導委員連合会会長)	自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
もりい ひろし 森井 裕史	学校教育関係者 (伊丹市立伊丹高等学校校長)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
さとう ゆきひろ 佐藤 幸宏	学校教育関係者 (伊丹市中学校長会生徒指導担当)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日
はなみつ じゅんいち 花光 潤一	学校教育関係者 (伊丹市小学校長会生徒指導担当)	自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 6 月 30 日

平成28年度 伊丹市少年補導委員連合会役員名簿

役 職	氏 名	ブロック
会 長	林 明 美	花 里
副会長	足 立 博 子	昆 陽 里
	平 野 信 次	瑞 穂
	古 江 健一郎	鈴 原
監 事	吉 田 保	笹 原
	赤 井 要	瑞 穂
顧 問	宮 北 涼 子	

役 職	氏 名	ブロック
理 事	新 居 みな子	伊 丹
副 理 事	井 上 千恵美	
理 事	西 村 哲 雄	稲 野
副 理 事	政 野 道 信	
理 事	宮 谷 富久美	南
副 理 事	和 田 裕	
理 事	村 田 博 男	神 津
副 理 事	池 永 邦 子	
理 事	石 川 貞 美	緑 丘
副 理 事	沼 本 信 雄	
理 事	中 西 良 博	桜 台
副 理 事	中 島 勝 美	
理 事	岸 田 昌 典	天 神 川
副 理 事	柳 田 洋 行	
理 事	足 立 繁	笹 原
副 理 事	吉 田 保	
理 事	平 野 信 次	瑞 穂
副 理 事	赤 井 要	
理 事	井 上 幸 一	有 岡
副 理 事	堀 口 孝	
理 事	兼 松 光 子	花 里
副 理 事	寺 岡 勉	
理 事	足 立 博 子	昆 陽 里
副 理 事	城 茂	
理 事	栗 原 久 榮	摂 陽
副 理 事	高 橋 嘉 征	
理 事	古 江 健一郎	鈴 原
副 理 事	福 田 昭 久	
理 事	永 田 千 春	萩 野
副 理 事	山 中 ゆかり	
理 事	西 村 昭 人	池 尻
副 理 事	高 木 俊 明	
理 事	田 中 いづみ	鴻 池
副 理 事	長谷川 良 一	

家庭のしつけ10ポイント

(伊丹市立少年愛護センター)

1. 一方通行の会話になっていませんか。
(親の立場で聞き、子の立場になって話しましょう。)
2. 励ましと温かさをもって話しかけていますか。
(ほめることによって、子どもにやる気を起こさせましょう。)
3. 叱るべきときに、きちんと叱ることができますか。
(真剣に身体ごとぶつかって聞かせましょう。)
4. 子どもの身のまわりや行動に注意をしていますか。
(子どもの行動に親は責任をもちましょう。)
5. 何ごととも母親まかせにしていますか。
(責任は二人にあります。父親も子育てに加わりましょう。)
6. 善悪のけじめをつけさせていますか。
(約束を守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。)
7. ものわकारいのよすぎる親になっていませんか。
(つらさにも耐えるたくましい子に育てましょう。)
8. 日常のあいさつができますか。
(あいさつはしつけの第一歩です。
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」を大切にしましょう。)
9. いろいろな生活体験を身につけさせていますか。
(自分のことは自分です、さらに家事手伝いなどを通じて育つ力をつけましょう。)
10. 生活のリズムがくずれてはいませんか。
(目標をもたせ、計画的な責任ある行動を取らせましょう。)

育つ子と育てる心のふれあいを

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
青少年健全育成シンポジウムより

伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地

(伊丹市立総合教育センター3F)

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471

なやみの電話相談

(072) 770-8742

ナゲモ ハナシニ

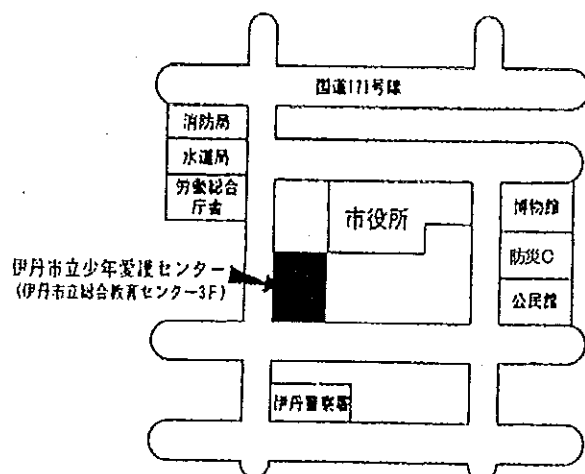
● 秘密厳守

◆平日 10:00~19:00

◆土曜 13:00~17:00

◆日曜・祝日 留守番電話で対応

案内図



平成28年度 愛護活動概要

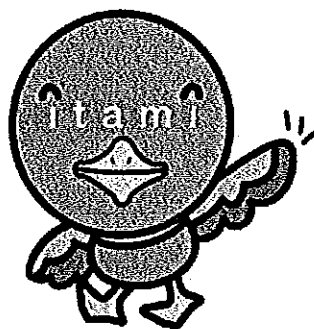
発 行 日 平成29年8月31日

発 行 者 伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471



itami

29教813-1-036-A4

この印刷物は、再生紙を使用しています。